

身体障害者福祉ガイド

立川市福祉部障害福祉課

令和 8 年 4 月改訂版

この「ガイド」をご利用になるに当たって

この「ガイド」は、身体障害者手帳をお持ちの方が受けることができるおもなサービスや利用方法を紹介したものです。

「もくじ」で、必要なサービスを探し、内容に応じて市役所各課担当窓口や各施設、各企業窓口等へお問い合わせください。

※各項目の内容は、紙面の関係上簡単に説明しています。所得や年齢、障害程度などによって制限のある場合があります。また、最新の情報と相違がある場合がありますので、詳しくは各担当窓口や各施設、各企業窓口等へお問い合わせください。

また、手当や年金等、各種サービスのなかには身体障害者手帳の所持が要件となっていないものもありますので、詳しくは市役所各課担当窓口にご相談ください。

※「身体障害者福祉ガイド」は、平成 16 年度まで東京都が発行していました。

この「ガイド」は、東京都からの資料を基に、立川市が独自に修正を加え、編集発行したものです。

※記載内容は、平成 20 年 6 月 1 日現在を基本にしており、令和 8 年 4 月に改訂を行っております。

もくじ

1. 相談・援護の窓口	1	特別児童扶養手当	12
(1) 立川市福祉部障害福祉課	1	児童扶養手当	12
(2) 立川市福祉部生活福祉課		児童育成手当	12
・立川市保健医療部高齢福祉課	1	一育成手当	12
(3) 立川市保健医療部介護保険課	1	一障害手当	12
(4) 立川市子ども家庭部子ども政策課		特別障害者手当	13
・立川市子ども家庭部子ども家庭センター		障害児福祉手当	13
	1	心身障害者福祉手当	13
(5) 児童相談所	2	重度心身障害者手当	13
(6) 東京都心身障害者福祉センター	2	心身障害者手当	13
(7) 身体障害者相談員	2	② 障害基礎年金	14
2. 身体障害者手帳とは	3	③ 心身障害者扶養共済年金	14
3. 身体障害者手帳に関する諸手続	3	(3) 税金の控除・免除	15
(1) 住所を変更したとき	3	所得税における障害者控除	15
(2) 氏名を変更したとき	3	住民税における障害者控除	15
(3) 障害程度が変わったとき	3	住民税の非課税	15
(4) 手帳を紛失したときや破損・汚れたとき	3	相続税における障害者控除	15
(5) 手帳の返還	3	贈与税の非課税	15
(6) その他	3	少額貯蓄の利子等の非課税	15
4. 援護の概要	4	個人事業税の非課税	15
(1) 医療, 補装具費等	4	個人事業税の減免	15
① 医療費の助成	4	自動車税の減免	16
自立支援医療(更生医療)	4	軽自動車税の減免	16
自立支援医療(育成医療)	4	(4) 交通機関の優遇措置等(無料・割引・助成)	17
心身障害者医療費助成	5	J R線, 私鉄	17
② 後期高齢者医療制度の障害認定	5	都営交通	17
③ 補装具費の支給	6	民営バス	17
④ 日常生活用具の給付・貸与	7	市民バス(くるりんバス)	18
⑤ 重度身体障害者等救急通報システム	11	多摩モノレール	18
(2) 手当, 年金	12	タクシー	18
① 手 当	12	航空	18

旅客船・フェリー	18	市営駐輪場の減免	24
有料道路	19	家庭ごみ指定ごみ袋の減免	24
駐車禁止規制の適用除外（駐車禁止 等除外標章）	19	ごみ出し支援	24
タクシー・リフトタクシー・ガソリン費の 助成	19	粗大ごみ収集	25
(5) 住 宅	20	家庭ごみ処理手数料の減免	25
市営住宅車いす使用者世帯向住宅	20	郵便料金の減額	25
市営住宅車いす使用者単身者向住宅	20	官製はがき（青い鳥郵便葉書）の無料配付	25
市営住宅単身者向住宅	20	ふれあい案内（NTT番号案内の 料金減免サービス）	26
都営住宅一般世帯向住宅（優遇抽選制度）	20	NTT ドコモ料金割引	26
都営住宅心身障害者世帯向住宅	20	KDDI（au）料金割引	26
都営住宅車いす使用者世帯向住宅	20	ソフトバンク料金割引	26
都営住宅単身者向住宅	20	(8) 選 挙	27
都営住宅使用料の特別減額	21	郵便等による不在者投票制度	27
肢体不自由者自立ホーム	21	代理投票制度	27
(6) 職業関係	21	点字投票制度	27
製造たばこ小売販売業の許可	21	(9) 日常生活の援助	28
IT技術者在宅養成講座（重度身体 障害者在宅パソコン講習）	21	生活福祉資金貸付制度	28
(7) 公共料金等の減免	22	車いすの貸出し	29
放送受信料の減免	22	身体障害者補助犬の給付	29
下水道使用料の減免	22	重度脳性麻痺者介護事業（家族介護）	29
都立公園等の無料入場	22	ホームヘルパーの利用	29
都立公園駐車場の無料利用	22	心身障害者（児）短期入所事業	29
都立文化施設の無料入場及び 駐車場の無料利用	23	移動支援事業	30
海上公園等の無料入場	23	在宅重症心身障害児（者）等訪問事業	30
海上公園駐車場の無料利用	23	在宅レスパイト・就労等支援事業	30
公共駐車場の割引	24	視覚障害者のための家庭生活講習会	30
市営駐車場の減免	24	盲青年等社会生活教室	30
子ども未来センター駐車場の免除	24	オストメイト社会適応訓練	30
		自動車運転免許の教習	31
		身体障害者自動車運転免許取得費の助成	31
		自動車改造費の助成	31

高齢者等配食サービス事業	32	聴覚障害者向け映像ライブラリー事業	36
高齢者等寝具乾燥消毒事業	32	(11) 余暇活動	37
高齢者世帯等家具転倒防止器具 取付事業	32	東京都障害者スポーツ大会	37
(10) コミュニケーション	33	障害者休養ホーム	37
市図書館読書バリアフリーサービス	33	心身障害者保養施設利用事業	37
点字図書・録音図書の貸出し	33	八ヶ岳山荘利用料の減免	37
希望点訳・個人朗読	33	(12) 施設等の利用	38
サピエ図書館	33	点字図書館	38
レファレンスサービス	33	盲人ホーム	38
専門対面リーディングサービス	33	聴覚障害者情報提供施設	38
視覚障害者のためのIT教室	33	施設入所支援	38
中途視覚障害者のための点字教室	33	共同生活援助（グループホーム）	38
点字図書の給付（日常生活用具等 給付事業）	33	(13) その他施設等への入所及び利用	39
点字・録音刊行物作成配布事業	34	東京障害者職業能力開発校	39
広報東京都（点字版、音声版）	34	（公財）東京しごと財団	
都議会だより（点字版）	34	障害者就業支援事業	39
点字「厚生」・声の広報「厚生」	34	東京都立心身障害者口腔保健センター	39
中途失明者緊急生活訓練事業	34	東京都障害者福祉会館	39
視覚障害者日常生活情報 点訳等サービス	34	福祉会館の利用	39
点字による即時情報ネットワーク事業	34	障害児入所支援	40
手話通訳者の派遣	35	障害者スポーツセンター	40
盲ろう者通訳・介助者派遣	35	市民体育館室内プール割引	40
読話講習会	35	全国障害者総合福祉センター	40
コミュニケーション機器の貸出し	35	(14) 国際シンボルマーク（車いすマーク）	41
要約筆記者の派遣	35	5. 防災	41
中途失聴者・難聴者手話講習会	35	ストマ用装具の保管	41
喉頭摘出者発声訓練	35	自家発電装置費等の助成	41
セルフヘルプ（自助）グループによる 吃音者の発声訓練、相談等	36	6. マイナンバーカードを活用したサービス	
		スマートフォン用障害者手帳アプリ	41
		7. 関連ホームページのアドレス	42
		8. 覚え書き	43

1. 相談・援護の窓口

(1) 立川市福祉部障害福祉課

身体障害者手帳の申請及び交付、補装具費の支給、日常生活用具の給付、更生医療受給者証の発行など、身体障害者福祉の相談・援護に関する窓口です。

所在地 〒190-8666 立川市泉町1 1 5 6－9

電 話 0 4 2－5 2 3－2 1 1 1（代表）

F A X 0 4 2－5 2 9－8 6 7 6

(2) 立川市福祉部生活福祉課・立川市保健医療部高齢政策課

この「ガイド」に記載されているサービスの各課担当窓口のほか、生活に困っている方の相談、高齢者の福祉などの相談は、立川市役所の各担当課が窓口となります。

＊生活に困っている方の相談は・・・福祉部生活福祉課へ

＊高齢者の福祉の相談は・・・・・・保健医療部高齢政策課へ

所在地 〒190-8666 立川市泉町1 1 5 6－9

電 話 0 4 2－5 2 3－2 1 1 1（代表）

F A X 0 4 2－5 2 3－2 1 4 3（生活福祉課）

0 4 2－5 2 2－2 4 8 1（高齢政策課）

(3) 立川市保健医療部介護保険課

介護保険のサービスをご希望の場合は、介護保険被保険者証を添えて、市または最寄りの地域包括支援センターで認定の申請をしてください。

所在地 〒190-8666 立川市泉町1 1 5 6－9

電 話 0 4 2－5 2 3－2 1 1 1（代表）

F A X 0 4 2－5 2 2－2 4 8 1

(4) 立川市子ども家庭部子ども政策課・立川市子ども家庭部子ども家庭センター

子どもの手当・医療費助成・ひとり親家庭・就労などに関する相談窓口です。

・・・子ども家庭部子ども政策課

所在地 〒190-8666 立川市泉町1 1 5 6－9

電 話 0 4 2－5 2 3－2 1 1 1（代表）

F A X 0 4 2－5 2 8－4 3 5 6

＊その他 0 歳から 18 歳までの子どもと家庭に関する相談は

・・・子ども家庭部子ども家庭センターへ

所在地 〒190-0022 立川市錦町 3－3－6

(子育て支援・保健センター内)

電 話 0 4 2－5 2 8－6 8 7 1

F A X 0 4 2－5 2 8－6 8 7 5

(5) 児童相談所

身体障害児童の施設利用等、児童に関する各種の相談窓口として設置されています。立川市を管轄しているのは立川児童相談所になります。

所在地 〒190-0023 立川市柴崎町 2－2 1－1 9

(東京都立川福祉保健庁舎 3 階)

電 話 0 4 2－5 2 3－1 3 2 1 (代表)

F A X 0 4 2－5 2 6－0 1 5 0

(6) 東京都心身障害者福祉センター

障害者サービスを利用するための「身体障害者手帳」、「愛の手帳」の認定・交付を行っています。また、区市町村などからの依頼に応じて補装具等の判定・助言をしています。さらに地域の相談・サービス機関に対して、障害者支援のノウハウの提供・研修の支援を行っています。

本 所 所在地 〒162-0823 新宿区神楽河岸 1－1

東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）1 2～1 5 階

電 話 0 3－3 2 3 5－2 9 4 6 (代表)

F A X 0 3－3 2 3 5－2 9 6 8

多摩支所 所在地 〒186-0003 国立市富士見台 2－1－1

(東京都多摩障害者スポーツセンター内)

電 話 0 4 2－5 7 3－3 3 1 1 (代表)

F A X 0 4 2－5 7 6－5 2 9 5

(7) 身体障害者相談員

身体障害者の方々の相談に応じ、必要な援助を行うため、相談員が配置されています。詳細は立川市福祉部障害福祉課へお問い合わせください。

2. 身体障害者手帳とは

身体障害者手帳は、身体に障害のある方が身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に、本人（15 歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種の援護を受けるための証明となるものです。

なお、平成 14 年 4 月 1 日以降、新規又は更新（障害程度変更又は障害追加）の申請をされる方へ手帳を交付する際に、将来障害程度に変化が予想される場合、その方を対象にした障害再認定制度を実施しています。

3. 身体障害者手帳に関する諸手続

身体障害者手帳を交付された後、次のような変更等があった場合には、必ず身体障害者手帳記載内容の変更が必要になります。

(1) 住所を変更したとき

住所を変更したときは、30 日以内に、下記の窓口へ届け出てください。

立川市内で転居した場合・・・立川市福祉部障害福祉課へ

他の区市町村へ転出した場合・・・新住所を担当する区市町村の福祉事務所又は障害福祉担当課へ

(2) 氏名を変更したとき

婚姻等により、又は、戸籍届出により、氏名を変えたときは、立川市福祉部障害福祉課に届け出てください。

(3) 障害程度が変わったとき

障害程度が変わったときは、手帳の再交付（更新）を申請できます（新たに指定医の診断書が必要になります）。詳しくは、立川市福祉部障害福祉課にご相談ください。

(4) 手帳を紛失したときや破損・汚れたとき

手帳を紛失したときや破損したときなどは、手帳の再交付（紛失・破損など）を申請できます。詳しくは、立川市福祉部障害福祉課にご相談ください。

(5) 手帳の返還

ご本人が、死亡されたとき、又は障害程度が軽くなり身体障害者福祉法に定める障害に該当しなくなったときは、立川市福祉部障害福祉課に手帳をお返しくください。

(6) その他

手帳は、他人に譲ったり貸したりしてはいけません。

＊ その他詳細については、立川市福祉部障害福祉課にお問い合わせください。

4. 援護の概要

(1) 医療、補装具費等

① 医療費の助成

制 度	対 象 者	給 付 の 内 容 等	制 限	窓口・手続
自立支援医療（更生医療）	18歳以上で身体障害者手帳所持者	障害者の方の障害の程度を軽減し、又は障害を除去するために医療が必要な場合に、その医療費の100分の90を公費で負担します。医療保険の本人負担分を給付の対象とします。 対象となる障害と標準的な治療例 ・視覚：緑内障手術、角膜移植術等 ・聴覚：人工内耳植込術等 ・音声言語：喉頭形成術等 ・肢体不自由：人工関節置換術 ・心臓：ペースメーカー移植術等 ・腎臓：人工透析、腎臓移植等 ・肝臓：肝臓移植等 ・小腸：中心静脈栄養法等 ・免疫：抗HIV療法等 ※詳細は立川市障害福祉課へお問い合わせください。 Tel 042 (523) 2111(代) Fax 042 (529) 8676	○市町村民税（所得割）額に応じて自己負担月額上限額が設定されます。 ○更生医療は手帳に記載されている障害についてのみ医療給付が認められます。	立川市障害福祉課に申請し、医療券の交付を受け、指定医療機関で診療を受けます。 なお東京都心身障害者福祉センターの書類判定が必要となります。（ただし、じん臓、小腸、免疫機能障害の場合は指定医療機関の意見書で立川市が決定）
自立支援医療（育成医療）	18歳未満で、身体に障害を有するため手術等を必要とし、確実な治療効果が期待される児童	身体に障害のある児童が早い時期に治療を受ける場合に、その医療費の100分の90を公費で負担します。（入院時の食事代は含まれません） ※詳細は立川市子ども政策課へお問い合わせください。 Tel 042 (523) 2111(代) Fax 042 (528) 4356	市町村民税（所得割）が23万5千円未満の方が対象となります。（重度かつ継続の方を除く）	立川市子ども政策課に申請し、医療券の交付を受け、指定育成医療機関で診療を受けます。

※ お問い合わせは各窓口へお願いいたします。

制 度	対 象 者	給 付 の 内 容 等	制 限	窓 口 ・ 手 続
心身障害者 医療費助成	都内に住所を有し、次のいずれかに該当する方 (1) 身体障害者手帳（１，２級、内部障害については１～３級）所持者 (2) 愛の手帳（１，２度）所持者 (3) 精神障害者保健福祉手帳（１級）所持者	国民健康保険や健康保険などの各種医療保険の自己負担分から、一部負担金を差し引いた額を助成します。ただし、入院時食事療養・生活療養標準負担額は助成しません。また、医療保険の給付対象とならないもの（健康診断や予防注射の費用、差額ベッド代等）も助成対象外です。 ※病院等で負担をいただく額等、詳細は立川市障害福祉課へお問い合わせください。 Tel 042 (523) 2111(代) Fax 042 (529) 8676	助成を受けられない方 ①医療保険未加入の方 ②生活保護を受けている方 ③重度障害者になった年齢が 65 歳以上の方 ④後期高齢者医療制度の被保険者で住民税が課税されている方 ⑤所得制限基準額を超える方 など	各種手帳と資格確認書などの被保険者情報が記載されたものを持って、立川市障害福祉課へ申請して④受給者証の交付を受けてください。

② 後期高齢者医療制度の障害認定

対 象 者	内 容 等	制 限	窓 口 ・ 手 続
65 歳から 74 歳までの、身体障害者手帳 1～3 級、または下記(1)から(4)のどれかに該当する 4 級の方 (1)下肢障害 4 級 1 号(両下肢の全ての指を欠くもの) (2)下肢障害 4 級 3 号（1 下肢を下腿 2 分の 1 以上で欠くもの） (3)下肢障害 4 級 4 号（1 下肢の著しい障害） (4)音声・言語機能障害	障害認定を受けることで、医療費の窓口負担が住民税課税所得等をもとに判定し、1 割、2 割または 3 割となります。また、保険料は後期高齢者医療制度での金額に変わります。	心身障害者医療費助成を受給されている市町村民税課税者は、後期高齢者医療制度が認定されると受給権がなくなります。	立川市保険年金課に申請し、障害認定を経て後期高齢者医療資格確認書など被保険者情報が記載されたものが交付されます。 ※加入についての相談は、立川市保険年金課まで。 Tel 042 (523) 2111(代)

③ 補装具費の支給

職業上やその他の日常生活の能力を向上させることを目的とし、あらかじめ定められた補装具を作製、修理等をする場合に補装具費を支給します。

制 度	対 象 者	支 給 の 内 容 等	制 限	窓 口 ・ 手 続
補 装 具 費 支 給 制 度	身体障害者手帳所持者	職業上やその他の日常生活の能力を向上させることを目的として、判定等で定められた補装具の作製や修理等に要する費用を支給する制度です。 利用者負担は基準額の原則 1 割です。ただし、市民税非課税世帯の方は無料です。 ア. 眼鏡、義眼、視覚障害者用安全つえ イ. 補聴器 ウ. 義肢、装具、車椅子、電動車椅子、車載用姿勢保持装置、歩行補助つえ、歩行器、姿勢保持装置、重度障害者用意思伝達装置 エ. その他厚生労働大臣の定める補装具が交付・修理等されます。 ※詳細は立川市障害福祉課へお問い合わせください。 Tel 042 (523) 2111(代) Fax 042 (529) 8676	本人又はその配偶者のいずれかの市民税所得割額が 46 万円以上の場合には、補装具費支給の対象外となります。 ※介護保険等によって交付される補装具については当該制度による交付が優先されます。	立川市障害福祉課へ事前申請し、補装具費支給券の交付を受け、補装具業者が補装具の製作・修理等を行います。 補装具の種目により、東京都心身障害者福祉センターの判定が必要です。 (児童の場合は指定育成医療機関等の意見書が必要になります。)

④ 日常生活用具の給付・貸与（点字図書については、P. 33 に掲載）

市内に居住する身体障害者（児）等の方に対し、日常生活を容易にするため、主に次のような種目の日常生活用具を給付（貸与）しています。（所得に応じて利用者負担があるほか、一部の種目においては、医師の意見書が必要です。）

※詳細は立川市障害福祉課へお問い合わせください。

Tel 042 (523) 2111(代) Fax 042 (529) 8676

【視覚障害の方向け】

種 目	対 象 者	対象年齢	用具上限額
暗所視支援眼鏡	夜盲又は視野狭さくの症状がある方（実機を体験し給付等が必要であると認められる方に限る。）	6 歳以上	395,000 円
音響案内装置	視覚障害 1 級・2 級の方（2 級の方は、送信機の給付に限る。）	6 歳以上	1 級 51,000 円 2 級 7,000 円
音声式血圧計	視覚障害 1 級・2 級の方（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	18 歳以上	15,000 円
音声式体温計	視覚障害 1 級・2 級の方（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	6 歳以上	9,000 円
音声式体重計	視覚障害 1 級・2 級の方（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	18 歳以上	18,000 円
活字読上げ装置	視覚障害 1 級・2 級の方	6 歳以上	99,800 円
視覚障害者用 拡大読書器	視覚障害の方であって、用具の使用により文字等を読むことが可能になる方	6 歳以上	198,000 円
情報・通信支援用具	視覚障害 1 級・2 級で、給付等が必要であると認められる方	6 歳以上	100,000 円
点字器	視覚障害の方	6 歳以上	10,400 円
点字ディスプレイ	視覚障害 1 級・2 級又はそれと同程度であって、給付等が必要であると認められる方	18 歳以上	383,500 円
点字タイプライター	視覚障害 1 級・2 級の方（就労若しくは就学している方又は就労が見込まれている方に限る。）	-	63,100 円
電磁調理器	視覚障害 1 級・2 級の方（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	18 歳以上	15,000 円
時計	視覚障害 1 級・2 級の方	18 歳以上	13,300 円
ポータブルレコーダー	視覚障害 1 級・2 級の方	6 歳以上	85,000 円

※ お問い合わせは各窓口へお願いいたします。

【聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害の方向け】

種 目	対 象 者	対象年齢	用具上限額
移動・移乗支援用具	平衡機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする方	3 歳以上	60,000 円
屋内信号装置	聴覚障害 2 級の方（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる方に限る。）	18 歳以上	87,400 円
会議用拡聴器	聴覚障害 4 級以上の方	6 歳以上	38,200 円
ガス安全システム	喉頭摘出等により臭覚機能を喪失した方（喉頭摘出等により臭覚機能を喪失した方のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	18 歳以上	42,200 円
携帯用会話補助装置	音声、言語機能障害者で音声言語の著しい障害を有する方	6 歳以上	150,000 円
携帯用信号装置	聴覚、音声、言語機能障害 3 級以上の方	6 歳以上	20,200 円
情報受信装置	聴覚障害者で、用具の使用によりテレビの視聴が可能になる方	6 歳以上	70,000 円
人工喉頭 （電動式・笛式）	喉頭摘出等により音声機能を喪失した方	6 歳以上	70,100 円
人工喉頭 （埋込型用人工鼻）	常時埋込型の人工喉頭を使用していることが医師の意見書等により確認できる方（医療保険適用のものを除く。）	-	1 か月あたり 23,100 円
聴覚障害者用通信装置	聴覚、音声、言語機能に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方	6 歳以上	20,000 円
フラッシュベル	聴覚、音声、言語機能障害 3 級以上の方	6 歳以上	12,400 円

【肢体不自由の方向け】

種 目	対 象 者	対象年齢	用具上限額
移動・移乗支援用具	下肢、体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする方	3 歳以上	60,000 円
移動用リフト （リフト本体）	下肢、体幹機能障害 1 級・2 級の方	3 歳以上	257,500 円
移動用リフト （スリングシート）			50,000 円
ガス安全システム	下肢、体幹機能障害 1 級の方（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	18 歳以上	42,200 円
訓練いす	下肢、体幹機能障害 1 級・2 級の方	3 歳以上 18 歳未満	33,100 円
携帯用会話補助装置	肢体不自由者で音声言語の著しい障害を有する方	6 歳以上	150,000 円
収尿器	下肢、体幹機能障害 1 級・2 級であり、収尿器の使用によって排せつ機能を補うことが可能な方	6 歳以上	8,500 円

※ お問い合わせは各窓口へお願いいたします。

種 目	対 象 者	対象年齢	用具上限額
情報・通信支援用具	上肢機能障害１級・２級で、給付等が必要であると認められる方	６歳以上	100,000 円
体位変換器	下肢、体幹機能障害１級・２級の方（下着交換等にあたって、家族等他人の介護を必要とする方に限る。）	６歳以上	15,000 円
T字状・棒状のつえ	下肢、体幹機能障害を有し、用具の使用により、歩行機能を補うことが可能な方	６歳以上	3,200 円
電磁調理器	上肢障害１級・２級、下肢・体幹機能障害１級の方（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	18 歳以上	15,000 円
特殊寝台	下肢、体幹機能障害１級・２級の方	６歳以上	162,800 円
特殊尿器	下肢、体幹機能障害１級の方（常時介護を要する方に限る。）	６歳以上	100,000 円
特殊便器	上肢障害１級・２級の方	６歳以上	90,000 円
特殊マット	下肢、体幹機能障害１級・２級の方	３歳以上 18 歳未満	50,000 円
	下肢、体幹機能障害１級の方	18 歳以上	
入浴担架	下肢、体幹機能障害１級・２級の方（入浴にあたり、家族等他人の介助を要する方に限る。）	３歳以上	133,900 円
入浴補助用具	下肢、体幹機能障害を有し、入浴に介助を必要とする方	３歳以上	90,000 円
便器	下肢、体幹機能障害１級・２級の方	６歳以上	16,500 円
浴槽	下肢、体幹機能障害１級・２級の方	６歳以上	91,000 円
ルームクーラー	けい髄損傷等により体温調節機能を喪失した方（医師により、体温調節機能を喪失したと認められた方に限る。）	18 歳以上	120,000 円
住宅設備改善 （住宅改修）	下肢、体幹機能障害３級の方（介護保険法適用者を除く。）	６歳以上 65 歳未満	200,000 円
	下肢、体幹機能障害２級以上の方（介護保険法適用者を除く。）		841,000 円
	下肢、体幹機能障害２級以上の方（介護保険法適用者に限る。）		641,000 円
屋内移動装置	上肢、下肢、体幹機能障害が１級の方（歩行ができない状態の方に限る。）	６歳以上	機器本体： 979,000 円 設置費： 353,000 円

【じん臓機能障害の方向け】

種目	対象者	対象年齢	用具上限額
透析液加温器	人工透析を必要とする方（自己連続携帯式腹膜かん流法による透析療法を行う方に限る。）	-	72,100 円

※ お問い合わせは各窓口へお願いいたします。

【呼吸器機能障害の方向け】

種目	対象者	対象年齢	用具上限額
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害が３級以上又は医師の意見書により必要と認められる方	－	56,400 円
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障害が３級以上又は医師の意見書により必要と認められる方	－	36,000 円
吸引・吸入両用器	呼吸器機能障害が３級以上又は医師の意見書により必要と認められる方	－	92,400 円
空気清浄器	呼吸器機能障害が３級以上の方	18 歳以上	20,000 円
酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障害が３級以上の方（医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている方に限る。）	－	17,000 円

【直腸、ぼうこう、小腸機能障害の方向け】

種目	対象者	対象年齢	用具上限額
ストマ用装具（１か所・１か月あたり）	直腸、ぼうこう又は小腸のいずれかの機能障害を有し、人工こう門又は人工ぼうこう造設術を受けている方	3 歳以上	消化器系：9,900 円 尿路系：13,000 円

【すべての身体障害の方向け】

種目	対象者	対象年齢	用具上限額
頭部保護帽	転倒により頭部を強打するおそれのある方	3 歳以上	38,000 円
火災警報器	身体障害者手帳が１級・２級の方（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	－	31,000 円
自動消火装置	身体障害者手帳が１級・２級の方（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	－	28,700 円
紙おむつ	在宅で寝たきり又はこれに準ずる状態にある方	3 歳以上	1 か月あたり 10,000 円

⑤ 重度身体障害者等救急通報システム

ひとり暮らし等の重度身体障害者及び難病患者が家庭内で病気や事故等の緊急事態に陥った時、無線発報器等を利用して東京消防庁等に通報され、登録された協力員により、速やかな救助を行います。そのため申請には協力員が必要となります。

対 象 者	窓口・手続
(1) 市内に住所を有する 18 歳以上のひとり暮らし等の重度身体障害者であって、障害の程度が重度（1，2 級）のもの	※詳細は立川市障害福祉課へお問い合わせください。 Tel 042 (523)2111(代) Fax 042 (529) 8676
(2) 市内に住所を有する 18 歳以上のひとり暮らし等の難病患者	
(3) その他、市長が特に必要と認めるもの	

(2) 手当, 年金

① 手 当

制 度	対 象 者	給付の内容等	制 限	窓口・手続
特別児童扶養手当	次のいずれかの障害を有する 20 歳未満の児童を扶養している父・母又は養育者 ① 1 級 ・身体障害者手帳おおむね 1, 2 級程度 ・愛の手帳 1, 2 度程度 ② 2 級 ・身体障害者手帳おおむね 3 級程度 ・愛の手帳おおむね 3 度程度 (指定の診断書の提出が必要) ③ 上記の①～②と同程度の疾病もしくは身体又は精神の障害のある方 (指定の診断書の提出が必要) ※複数の障害がある場合は、個々の障害の程度が上記より軽度の場合でも該当となることがあります。	重度 1 人 月額 58,450 円 中度 1 人 月額 38,930 円	○ 父母又は養育者および扶養義務者の前年の所得額が一定額以下であること。 ○ 施設入所児は除く。 ○ 併給制限あり。	立川市子ども政策課 Tel 042 (523) 2111(代)
児童扶養手当	父または母が重度の障害者 (障害年金 1 級程度) である場合、18 歳未満の児童 (児童が身体障害者手帳おおむね 1 ～ 3 級の障害を有する場合は 20 歳未満) を監護している母または父、又は養育者。	1 人の場合月額 48,050 円 (ただし、所得額によって一部支給停止されます。対象児童数により一定額が加算されます。)	○ 前年所得が一定額以下であること。 ○ 施設入所児は除く。 ○ 申請者が公的年金を受給していると対象とならない場合があります。 ○ 対象児童が受給者に支給される年金の加算対象となっている場合は対象とならない場合があります。	立川市子ども政策課 Tel 042 (523) 2111(代)
児童育成手当 － 育成手当 －	父又は母が、重度障害の状態 (身体障害者手帳おおむね 1, 2 級程度) である場合で、18 歳に達した日の属する年度の末日以前の児童を扶養している保護者	1 人 月額 13,500 円	○ 前年所得が一定額以下であること。 ○ 施設入所児は除く。	立川市子ども政策課 Tel 042 (523) 2111(代)
児童育成手当 － 障害手当 －	次のいずれかの障害を有する 20 歳未満の児童を扶養している保護者 (1) 身体障害者手帳 1, 2 級程度 (2) 脳性麻痺 (3) 進行性筋萎縮症 (4) 愛の手帳 1 ～ 3 度程度	1 人 月額 15,500 円	○ 前年所得が一定額以下であること。 ○ 施設入所児は除く。 ○ 心身障害者手当・難病手当との併給不可。	立川市子ども政策課 Tel 042 (523) 2111(代)

※ お問い合わせは各窓口へお願いいたします。

制 度	対 象 者	給付の内容等	制 限	窓口・手続
特 別 障 害 者 手 当	精神又は身体に著しく重度の障害を有し、 常時特別な介護を必要とする状態にある 20 歳以上の方	1 人 月額 30,450 円	○ 前年所得が一定額以下であること。 ○ 施設入所者は除く ○ 3 か月を超える入院患者は除く。 ※その他要件についての詳細は窓口へお問い合わせください。	立川市障害福祉課 Tel 042(523)2111(代)
障 害 児 福 祉 手 当	精神又は身体に重度の障害を有し、常時介護を必要とする状態にある 20 歳未満の方	1 人 月額 16,560 円	○ 前年所得が一定額以下であること。 ○ 施設入所児は除く。	立川市障害福祉課 Tel 042(523)2111(代)
心 身 障 害 者 福 祉 手 当	20 歳以上であって、次のいずれかの障害を有する方 (1) 身体障害者手帳 1 ～ 2 級 (2) 愛の手帳 1 ～ 3 度 (3) 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症	1 人 月額 15,500 円	○ 前年所得が一定額以下であること。 ○ 施設入所者は除く。 ○ 65 歳以上で新たに左記の障害程度に該当した方は対象外。 ○ 心 身 障 害 者 手 当 ・ 難 病 手 当 ・ 児 童 育 成 手 当 （ 障 害 手 当 ） と の 併 給 不 可 。	立川市障害福祉課 Tel 042(523)2111(代)
重 度 心 身 障 害 者 手 当	次のいずれかの障害を有する方（年齢制限あり。） (1) 重度の知的障害であって、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する方 (2) 重度の知的障害であって、身体障害者手帳 1，2 級程度の身体障害を有する方 (3) 重度の肢体不自由であって、両上肢及び両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度の身体障害を有する方	1 人 月額 60,000 円	○ 施設の入所者（児）は除く。 ○ 3 か月を超える入院患者は除く。 ○ 65 歳以上新規申請の方は対象外。 ○ 所得制限あり。	立川市障害福祉課 Tel 042(523)2111(代)
心 身 障 害 者 手 当	次のいずれかの障害を有する方 (1) 身体障害者手帳 1 ～ 4 級 (2) 愛の手帳 1 ～ 4 度 (3) 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症	障害の程度に応じて 月額 6,000 円 ～ 4,500 円	○ 前年所得が一定額以下であること。 ○ 施設入所者は除く。 ○ 65 歳以上で新たに左記の障害程度に該当した方は対象外。 ○ 心 身 障 害 者 福 祉 手 当 ・ 難 病 手 当 ・ 児 童 育 成 手 当 （ 障 害 手 当 ） と の 併 給 不 可 。	立川市障害福祉課 Tel 042(523)2111(代)

※ お問い合わせは各窓口へお願いいたします。

② 障害基礎年金

制 度	対 象 者	支 給	制 限	窓口・手続
障害基礎年金 (国民年金法)	①国民年金加入中に初診日のある傷病により、政令で定める程度の障害の状態にある方で20歳以上65歳未満の方 ②20歳前に初診日のある傷病により政令で定める程度の障害の状態にある方 ※身体障害者手帳とは別に国民年金法で定める障害の認定を受けることが必要となります。	○年金額 1級 1,059,125円 ＋子の加算額 2級 847,300円 ＋子の加算額 ○子の加算額 第1子、第2子 各 243,800円 第3子以後 各 81,300円 (R8年度の金額です。国民年金額の改定にあわせて改定されますのでご注意ください。)	①に該当する方 請求の際保険料を納付していることなど他にも条件があります。 ②に該当する方 受給後は、所得による制限・国内に住所があることなど他にも条件があります。	※詳細は、立川市保険年金課国民年金係へお問い合わせください。 Tel 042 (523) 2111(代)

③ 心身障害者扶養共済年金

制 度	対 象 者	給付の内容等	制 限	窓口・手続
心身障害者 扶養共済年金	次のいずれかの障害を有する方の保護者が加入し、保護者が死亡又は重度障害と認められたとき、障害者本人に年金を生涯支給する制度です。 1. 知的障害者 2. 身体障害者(手帳1～3級) 3. 精神又は身体に永続的な障害があり、その程度が1. 2. と同程度と認められる方	掛金や給付の内容はお問い合わせください	○加入年齢 年度初日(4月1日)の年齢が65歳未満 ○特別な疾病の状態にないこと ○都内に住所があること	立川市障害福祉課 Tel042 (523) 2111(代)

※ お問い合わせは各窓口へお願いいたします。

(3) 税金の控除・免除

制 度	対 象 者	控除・免除の内容	窓口・手続
所得税における障害者控除	身体障害者手帳所持者	納税者本人、同一生計配偶者または扶養親族（年少扶養を含む）が障害者である場合は、障害者控除を受けられます。控除できる金額は、障害程度が1，2級の場合、特別障害者控除40万円（同居の被扶養者は75万円）、それ以外は障害者控除27万円です。	確定申告の場合は 立川税務署 Tel 042 (523) 1181 東京国税局電話相談センター Fax 03(3294)4300 源泉徴収の場合は 勤務先給与担当者
住民税における障害者控除	身体障害者手帳所持者	納税義務者本人が障害者である場合、又は同一生計配偶者及び扶養親族（年少扶養を含む）のうちに障害者がいる場合は、障害者控除を受けられます。控除できる金額は、障害程度が1，2級の場合、特別障害者控除30万円（同居の被扶養者は23万円を加算）、それ以外は障害者控除26万円です。	立川市課税課市民税係 Tel 042 (523) 2111(代) Fax 042 (523) 2137 ※ 所得税の申告をした方は手続き不要です。
住民税の非課税	身体障害者手帳所持者	納税義務者本人が障害者である場合、前年中の合計所得金額が、135万円以下の方は住民税（市民税・都民税）が課税されません。	
相続税における障害者控除	身体障害者手帳所持者	相続人が障害者であるときは、85歳になるまでの年数1年につき10万円（特別障害者のときは20万円）が障害者控除として、相続税額から差し引かれます。	立川税務署 Tel 042 (523) 1181 東京国税局電話相談センター Fax 03(3294)4300
贈与税の非課税	特定障害者	特定障害者が一定の信託契約に基づき信託受益権の贈与を受けた場合、信託の際、「障害者非課税信託申告書」を税務署に提出することにより、信託受益権の価額のうち6,000万円（特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円）までの金額について贈与税が課税されません。	
少額貯蓄の利子等の非課税	身体障害者手帳所持者	障害者等のマル優、特別マル優制度により、一定の預貯金などの利子等が非課税になります。	立川税務署 Tel 042 (523) 1181 東京国税局電話相談センター Fax 03 (3294) 4300
個人事業税の非課税	身体障害者手帳所持者	○ 視力障害の方で、両眼の（屈折異常のある方については矯正）視力が0.06以下で、あんま、はり、きゅう、マッサージ、指圧、柔道整復その他医業に類する事業を営む場合、非課税となります。	立川都税事務所 Tel 042 (523) 3171 Fax 042 (526) 0835
個人事業税の減免	身体障害者手帳所持者または障害者である扶養親族等を有する者。	○ 前年中における合計所得金額が、370万円以下であって本人又は扶養親族等が障害を有している場合、税額が障害者1人につき5,000円（特別障害者は10,000円）減免されます。	

※ お問い合わせは各窓口へお願いいたします。

制 度	対 象 者	控除・免除の内容	窓口・手続
身体障害者のために専ら使用する自動車に係る自動車税の減免	身体障害者手帳所持者 視覚障害 1～3級, 視力障害4級の1 聴覚障害 2, 3級 平衡機能障害 3, 5級 音声機能または言語機能障害 (こう頭が摘出された場合に限る) 3級 上肢機能障害 1, 2級 下肢機能障害 1～6級 体幹機能障害 1～3級, 5級 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 上肢機能障害 1, 2級 移動機能障害 1～6級 心臓, じん臓及び呼吸器の機能障害 1, 3, 4級 ぼうこう、直腸及び小腸の機能障害 1, 3, 4級 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 1～3級 肝臓機能障害 1～4級	障害者の方又は生計を同じくする方が所有する自動車で、障害者の方自身が運転する場合、または生計を同じくする方が専ら障害者の方の通院、通学等のために使用する場合、申請により自動車税が減免されます。 ※詳しくは東京都自動車税コールセンターへ。 Tel 03 (3525)4066	新たに自動車を登録(取得)したときは、新規又は移転の登録の際に(登録の日から1か月以内)多摩自動車税事務所へ。 Tel 042 (522) 8271 Fax 042(526)1657 すでに自動車を所有しているときは、自動車税の納期限(通常は5月31日)までに立川都税事務所へ。 Tel 042 (523) 3171 Fax 042(526)0835
構造上専ら障害者の方の利用に供する自動車に係る自動車税の減免	自動車検査証(車検証)の車体の形状が「車いす移動車」、「身体障害者輸送車」又は「入浴車」である8ナンバーの特種用途自動車。	身体障害者等の方が専ら利用するため、車いすの昇降装置、固定装置又は浴槽を装着する等特別仕様の自動車で、現に当該自動車の使用の目的のために供されているものについては、申請により自動車税が減免されます。 ※詳しくは東京都自動車税コールセンターへ。 Tel 03 (3525)4066	新たに自動車を登録(取得)したときは、新規又は移転の登録の際に(登録の日から1か月以内)多摩自動車税事務所へ。 Tel 042 (522) 8271 Fax 042(526)1657 すでに自動車を所有しているときは、自動車税の納期限(通常は5月31日)までに立川都税事務所へ。 Tel 042 (523) 3171 Fax 042(526)0835
軽自動車税の減免	身体障害者手帳所持者 視覚障害 1～3級, 視力障害4級の1 聴覚障害 2, 3級 平衡機能障害 3, 5級 音声機能または言語機能障害 (こう頭摘出に係るものに限る) 3級 上肢機能障害 1, 2級 下肢機能障害 1～6級 体幹機能障害 1～3級, 5級 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 上肢機能障害 1, 2級 移動機能障害 1～6級 心臓, じん臓及び呼吸器の機能障害 1, 3, 4級 ぼうこう、直腸及び小腸の機能障害 1, 3, 4級 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 1～3級 肝臓機能障害 1～4級	次のいずれかに該当すれば減免されます。 1. 身体障害者が所有・運転するもの 2. 身体障害者と生計を一にする者が所有し、身体障害者が運転するもの 3. 身体障害者と生計を一にする者が所有し、当該障害者のために運転するもの 4. 身体障害者が所有し、常時介護者が運転するもの (身体障害者のみで構成される世帯) ※詳しくは、立川市課税課諸税係へお問い合わせください。 Tel 042 (523) 2111(代) Fax 042(528)4340	立川市内を主たる定置場とする軽自動車の減免の手続きは、毎年5月11日から納期限(5月31日)までです。 立川市課税課諸税係 Tel 042 (523) 2111(代) Fax 042(528)4340

※ お問い合わせは各窓口へお願いいたします。

(4) 交通機関の優遇措置等（無料・割引・助成）

制 度	対 象 者	無料・割引・助成の内容				窓口・手続
J R 線 私 鉄	(1) 身体障害者手帳所持者	区 分	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間	自動券売機等で所要区間の小児乗車券を購入し、乗車改札の際、乗車券と併せて身体障害者手帳を呈示するか、又は身体障害者手帳を発売窓口呈示し、行先、乗車券の種類等を口頭又はメモの呈示により申し込んでください。 なお、乗車中は必ず身体障害者手帳を携帯してください。 ※J R線の詳細は、J R東日本お問い合わせセンターへお問い合わせください。 Tel 050 (2016) 1600 ※私鉄の詳細は、各社へお問い合わせください。
	(2) 介護者 〔第1種身体障害者の介護者〕	第1種身体障害者が介護付で乗車する場合	普通乗車券 定期乗車券（小児を除く） 回数乗車券（バスを除く） 普通急行券（J R 線のみ）	50% 介護者も同率	全 線	
		第1種身体障害者及び第2種身体障害者が単独で乗車する場合	普通乗車券	50%	JR 線・連絡社線の片道 100kmを越える区間 〔JR 線以外の民営鉄道については取扱区間が各社違います。〕	
		12歳未満の第2種身体障害者が介護付で乗車する場合	定期乗車券（介護人のみ）	50%	全 線	
		注1) グリーン車／特急料金は除かれます。 2) 12歳未満の身障児については、小児運賃の5割引となります。ただし、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引はされません。 3) 自動車線の定期乗車券は3割引となります。				
都 営 交 通 〔電車 バス 地下鉄〕	(1) 身体障害者手帳所持者 (2) 介護者 〔身体障害者手帳所持者の介護者〕 ※都営地下鉄は第1種の手帳、その他は第1種及び第2種の手帳	(1) 無料バス（無料乗車券） 身体障害者手帳所持者 (2) 割引 ① 無料バス所持者と介護者の場合 介護者 普通乗車券・定期乗車券 50% （都バスの定期券は30%）（手帳提示が必要） ② 手帳提示のみの場合 身体障害者 普通乗車券 50% 介護者 " 50%				「無料乗車券」の申請は立川市障害福祉課です。都電と都営バスは乗車の際「無料乗車券」を提示してください。都営地下鉄と日暮里・舎人ライナーは有人改札口で駅係員に提示するか、自動改札をご利用ください。 ※詳細は都営交通お客様センターへお問い合わせください。 Tel 03 (3816) 5700 Fax 03 (3812) 7640
民 営 バ ス	(1) 身体障害者手帳所持者 (2) 介護者 〔第1種身体障害者の介護者〕	(1) 割引率 普通乗車券 50% 定期乗車券 30% (2) 交通機関 東急、西武、小田急、京王、東武、京成、京浜急行、関東、国際興業、立川、西東京、東海汽船、神奈川中央交通等 ※割引適用の有無については、各バス会社へ直接お問い合わせください。 (3) 取扱区間 東京都の区域内に路線（他県へ乗り入れている路線を含む。）を有する民営バス				● 本人のみの場合は、手帳の提示のみで割引。 ● 介護人と乗車する場合は立川市障害福祉課で「民営バス乗車割引証（介護人付）」の交付を受けて、乗車の際提示してください。 ● 定期券を購入する場合は立川市障害福祉課で「民営バス通勤通学定期券割引購入申込書」の交付を受けて、各バス営業所で購入してください。

※ お問い合わせは各窓口へお願いいたします。

制 度	対 象 者	無料・割引・助成の内容				窓口・手続
市 民 バ ス (くるりんバス)	(1) 身体障害者手帳所持者 (2) 介護者 〔第1種身体障害者の介護者〕	割引率 50% (10円単位に切上げ)				●本人のみの場合は、手帳の提示のみで割引。 ●介護人と乗車する場合は立川市障害福祉課で「民営バス乗車割引証(介護人付)」の交付を受けて、乗車の際提示するか、旅客運賃減額欄に「第一種」の記載がある手帳を提示してください。 ※詳細は立川市地域公共交通担当課へお問い合わせください。 Tel 042(523)2111(代) Fax 042(521)3020
多 摩 モ ノ レール	(1) 身体障害者手帳所持者 (2) 介護者 〔第1種身体障害者の介護者〕	区 分	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間	自動券売機付近のインターホンで係員にお知らせください。その際、係員に身体障害者手帳を提示してください。 なお、乗車中は必ず身体障害者手帳を携帯してください。 ※詳細は、多摩都市モノレール(株)へお問い合わせください。 Tel 042(526)7800
		第1種身体障害者が介護付で乗車する場合	普通乗車券 定期乗車券 (小児を除く) 回数乗車券	50% 介護者も同率	全 線	
		12歳未満の第2種新身体障害者が介護付で乗車する場合	定期乗車券 (介護人のみ)	50%	全 線	
タ ク シ ー	身体障害者手帳所持者	割引率 10% (10円未満の端数は切り捨て。)				乗車時に、身体障害者手帳を提示してください。 ※詳細は、東京ハイヤー・タクシー協会へお問い合わせください。 Tel 03(3264)8080 Fax 03(3221)7665
航 空	満12歳以上の身体障害者手帳所持者と介護者	(1) 割引率 航空会社・路線によって異なりますので、各航空会社等にお問い合わせください (2) 取扱区間 定期航空路線の国内線全区間 ※その他割引が適応される航空会社があります。各航空会社又は路線によっても異なりますので、詳しくは各航空会社支店、営業所、代理店へお問い合わせください。				対象者の方は搭乗券を購入する際、身体障害者手帳を提示してください。 介護者が付添う場合は同一搭乗区間を同時に購入してください。 なお、搭乗時に身体障害者手帳を提示してください。
旅 客 船 ・ フ ェ リ ー	身体障害者手帳所持者と介護者	身体障害者や介護者が、旅客船、フェリーを利用する場合、運賃が割引になります。 ○割引率等は、航路や運航会社によって異なりますので、各船会社にあらかじめお問い合わせください。				発売窓口で身体障害者手帳を提示し、乗船券を購入してください。

※ お問い合わせは各窓口へお願いいたします。

制 度	対 象 者	無料・割引・助成の内容	窓口・手続														
有 料 道 路	(1) 自ら運転する身体障害者手帳所持者（全ての身体障害者手帳所持者） (2) 介護人が運転する自動車で移動する第1種身体障害者	(1) 対象となる自動車（1人につき1台） 障害者の方が自ら運転する乗用自動車（ライトバン等荷物積載設備と乗用設備を兼ねているものも含む。）で、本人又は本人の親族等が所有するもの。ただし事業用の自動車は除く。 なお、介護者が運転する場合で障害者の方が自動車を所有していない場合、継続して日常的に介護している者が所有するものも可。 (2) 割引率 50％ (3) 取扱区間 ●道路整備特別措置法に基づく有料道路 ●道路運送法に基づく一般自動車道 (4) 令和5年3月27日から1人1台要件が緩和されました。詳しくは立川市障害福祉課にお問合せください。	申請は立川市障害福祉課です。 ※手続には身体障害者手帳（及び療育手帳）、車検証、免許証（本人が運転する場合）が必要ですが、ETC利用の場合は、さらにETCカード（障害者本人名義のもの（障害者本人が20歳未満の場合は親権者又は後見人名義も可））とETC車載器セットアップ申込書・証明書が必要です。 ※2年毎の更新が必要となります。割引有効期限の2か月前から更新手続きができます。														
駐 車 禁 止 規 制 の 適 用 除 外 （ 駐 車 禁 止 等 除 外 標 章 ）	身体障害者手帳所持者で次の等級の方 視 覚 1～3級 4級の1 聴 覚 2～3級 平 衡 3級 上 肢 1級 2級の1又は2 下 肢 1～4級 体 幹 1～3級 脳原性移動機能障害 1～4級 脳原性運動機能障害 1～2級 （一上肢のみの障害は除く） 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸 1、3級 免 疫 1～3級 肝臓 1～3級	障害者が自分で運転する場合又は同居の親族（介護者）の運転する車に同乗した場合、標章を車の前面に掲出することで、公安委員会指定の駐車禁止場所等の規制対象から、原則として除外されます。 警視庁駐車対策課駐車対策第一係 Tel 03-3581-4321	立川市にお住まいの方は、立川警察署へ申請してください。 立川市緑町 3233-2 Tel 042 (527) 0110 ※申請に必要な書類など、詳細は立川警察署へお問い合わせください。														
タクシー・リフトタクシー・ガソリン費の助成	①身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度の方 ②3級は下肢・体幹・内部障害の方で、障害の部位が単独で3級の方 ただし、介護保険施設や障害者支援施設、市外グループホームなどに入所している方は対象となりません。	年度初めの4月に1年分を給付しています。5月以降は、申請日の属する月分からのお渡しとなります。 助成額は下記のとおりです。 ①身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度の方 <table><tr><td>生計中心者の市民税所得割額</td><td>1か月あたりの助成額</td></tr><tr><td>0円～100,600円</td><td>3,500円</td></tr><tr><td>100,601円～268,200円</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>268,201円以上</td><td>対象外</td></tr></table> ②身体障害者手帳3級（下肢・体幹・内部障害）の方 <table><tr><td>生計中心者の市民税所得割額</td><td>1か月あたりの助成額</td></tr><tr><td>0円～36,100円</td><td>3,500円</td></tr><tr><td>36,101円以上</td><td>対象外</td></tr></table> ※対象者が属している住民基本台帳上の世帯の市民税所得割額が一番高い方を生計中心者としします。	生計中心者の市民税所得割額	1か月あたりの助成額	0円～100,600円	3,500円	100,601円～268,200円	2,000円	268,201円以上	対象外	生計中心者の市民税所得割額	1か月あたりの助成額	0円～36,100円	3,500円	36,101円以上	対象外	申請窓口は立川市障害福祉課です。 申請時には身体障害者手帳または愛の手帳（原本）と、署名が必要となります。 ※詳細は立川市障害福祉課へお問い合わせください。 Tel 042 (523) 2111(代) Fax 042 (529) 8676
生計中心者の市民税所得割額	1か月あたりの助成額																
0円～100,600円	3,500円																
100,601円～268,200円	2,000円																
268,201円以上	対象外																
生計中心者の市民税所得割額	1か月あたりの助成額																
0円～36,100円	3,500円																
36,101円以上	対象外																

※ お問い合わせは各窓口へお願いいたします。

(5) 住 宅

制 度		対 象 者	内 容	窓口・手続
市 営 住 宅	車いす使用者 世帯向け住宅 (抽せん方式)	市営住宅申込資格があり、申込者本人又は同居若しくは同居しようとする親族が、身体障害者手帳（１級、２級以上）を所持していて車いすを使用しなければならない方（車いす使用者は、満６歳以上で市内居住者に限ります。）	市営住宅申込資格 ① 申込時点で立川市内に１年以上居住していること。 ② 同居親族がいること。 ③ 所得が基準以下であること。 ④ 住宅に困っていること。	募集期間中に所定の申込書より郵送又は市ホームページよりオンラインでお申し込み下さい。 （募集は年間２回。但し、空き室がない場合、募集は行いません。） ※詳細は、立川市住宅課へお問い合わせください。 Tel 042 (528) 4384 Fax 042 (528) 4333
	車いす使用者 単身者向け住宅 (抽せん方式)	市営住宅申込資格があり、申込者本人が、身体障害者手帳（１級、２級以上）を所持していて車いすを使用しなければならない方。	市営住宅申込資格 上記資格のうち①、③、④を満たしている方。	
	単身者向け住宅 (抽せん方式)	身体障害者手帳（１～４級）を所持している単身者で、市営住宅申込資格のある方。		
都 営 住 宅	一 般 世 帯 向 住 宅 (優遇抽せん制度)	(1) 乙優遇 申込本人又は同居親族のうち１人以上が身体障害者手帳（１～４級）を所持している方で都営住宅申込資格のある方 (2) 甲優遇 申込本人又は同居親族のうち１人以上が身体障害者手帳（５，６級）を所持している方で都営住宅申込資格のある方	一般の方よりも有利な当せん率で抽せんがうけられます。 (1) 乙優遇・・・「一般」区分の 7 倍程度 (2) 甲優遇・・・「一般」区分の 5 倍程度	所定の申込書により募集期間中に郵送又はオンラインでお申込みください。 ※詳細は、 東京都住宅供給公社 Tel 03 (3498) 8894 テレホンサービス Tel 03 (6418) 5546 へお問い合わせください。
	心 身 障 害 者 世 帯 向 住 宅 (ポイント方式)	申込本人又は同居親族のうち１人以上が身体障害者手帳（１～４級）で都営住宅申込資格のある方 ※申込本人が都内に３年以上居住している方に限ります。		
	車いす使用者 世 帯 向 住 宅	都営住宅申込資格があり、申込本人又は同居若しくは同居しようとする親族が、身体障害者手帳（２級以上）を所持していて車いすを使用しなければならない方（車いす使用者は満６歳以上で都内居住者に限ります。）		
	単身者向住宅 (抽 せん 方 式)	身体障害者手帳（１～４級）を所持している単身者で、都営住宅申込資格のある方（都内で３年以上居住している方に限ります。）		

※ お問い合わせは各窓口へお願いいたします。

制 度		対 象 者	内 容	窓口・手続
都 営 住 宅	都営住宅使用料の特別減額	身体障害者手帳（１，２級）を持つ障害者のいる世帯（所得制限があります。）	個別負担額の 1/2 を減額（原則として 1 年間，継続可能）	※詳細は、 東京都住宅供給公社 お客さまセンターへお問い合わせください。 Tel 0570 (03) 0071
そ の 他	肢体不自由者自立ホーム	身体障害者手帳所持者で次のいずれにも該当する方 (1) 重度の肢体不自由者でホームを使用することにより自立可能な方（脳性麻痺等による障害であること） (2) 都内に引き続き 2 年以上居住している 20 歳以上の方 ※なお、(1)の要件を満たす身体障害者手帳所持者の配偶者と同居の 18 歳以下の子も入居資格がある。 ※常時医療を必要とする人または伝染性疾患のある人は除きます。	(1) 生活に必要な設備と介護の体制を備えた住宅及び作業の場の提供。ただし、原則として夜間の介護はありません。 (2) 費用 ・ 住宅使用料 ・ 介護料 なお、収入に応じて減免制度があります。	※詳細は、 社会福祉法人はばたきへお問い合わせください。 Tel 042 (665) 9131

(6) 職 業 関 係

制 度	対 象 者	内 容	窓口・手続
製造たばこ小売販売業の許可	身体障害者手帳所持者	製造たばこ小売販売業の許可を受けようとするときは、許可基準の特例を受けることができます。 関東財務局理財部理財第 3 課 Tel 048 (600) 1121 日本たばこ産業(株)東京支社許可担当 Tel 03 (6703) 7704	詳細は、関東財務局か日本たばこ産業(株)へお問い合わせください。
IT 技術者在宅養成講座（重度身体障害者在宅パソコン講習）	①身体障害者手帳 1 ～ 3 級の方 ②在宅等で週 20 ～ 30 時間程度の学習時間が確保できる方 ③高校卒業程度の学力を有する方 ④東京都内に住所を有する方	インターネットを利用して、コンピュータのプログラミング技術やアプリケーションソフトの操作技術を習得することにより、在宅での就労を目指します。 ※講習期間は 2 年間、募集人数は 5 名。	※詳細は、 東京コロニー職能開発室へお問い合わせください。 Tel 03 (6914) 0859

※あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師資格養成事業につきましては、ヘレン・ケラー学院が令和 7 年 3 月をもって閉校となったため、削除しております。

(7) 公共料金等の減免

制 度	対 象 者	減免の内容等	窓口・手続
放送受信料の減免	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税の場合	全額免除	放送受信料免除申請書に立川市障害福祉課で市長の証明印を受け、NHK に提出（郵送）してください。半額免除については NHK の窓口でも受け付けます。 ※詳しくは、NHK 視聴者コールセンターへお問い合わせください。 フリーダイヤル 0120-151515 ナビダイヤル 0570-077-077
	世帯主の方が契約者で視覚・聴覚障害者、又は重度（1, 2 級）の身体障害者（内部機能障害等を含む）の手帳をお持ちの場合	半額免除	
下水道使用料の減免	身体障害者手帳（1, 2 級）、愛の手帳（1, 2 度）、精神障害者保健福祉手帳（1 級）のいずれかをお持ちの方がいる世帯で、世帯構成員（同一住居に居住する）全員が市民税非課税の場合	基本使用料に相当する額の減額	※詳細は、 立川市下水道管理課庶務係へお問い合わせください。 Tel 042 (528) 4329 Fax 042 (524) 2603
都立公園等の無料入場	身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳持参の方と付添の方	無料 恩賜上野動物園、井の頭自然文化園、多摩動物公園、神代植物公園、旧芝離宮恩賜庭園、浜離宮恩賜庭園、清澄庭園、小石川後楽園、六義園、向島百花園、旧古河庭園、殿ヶ谷戸庭園、夢の島熱帯植物館、葛西臨海水族園、旧岩崎邸庭園	各公園窓口で手帳を呈示してください。 ※詳しくは 東京都建設局公園緑地部公園課へお問い合わせください。 Tel 03 (5320) 5376
都立公園駐車場の無料利用	身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	無料 代々木公園、砧公園、上野恩賜公園、水元公園、井の頭恩賜公園、神代植物公園、小金井公園、石神井公園、光が丘公園、野川公園、葛西臨海公園、駒沢オリンピック公園、府中の森公園、夢の島公園、木場公園、東綾瀬公園、舎人公園、潮風公園、篠崎公園、大泉中央公園、宇喜田公園、大島小松川公園、城北中央公園、武蔵野公園、武蔵国分寺公園、武蔵野の森公園、赤塚公園、浮間公園、和田堀公園、蘆花恒春園、汐入公園、中川公園、武蔵野中央公園、高井戸公園、六仙公園	各駐車場窓口で手帳を呈示してください。 ※詳しくは （財）東京都公園協会公園事業部営業課へお問い合わせください。 Tel 03 (3232) 3138

※ お問い合わせは各窓口へお願いいたします。

制 度	対 象 者	減免の内容等	窓口・手続
都立文化施設の無料入場及び駐車場の無料利用	身体障害者手帳所持者及び付添者	無料 江戸東京博物館、江戸東京たてもの園、写真美術館、現代美術館、庭園美術館、東京都美術館（展覧会により有料の場合あり） ※駐車場は、専用駐車場のない江戸東京たてもの園、写真美術館及び東京都美術館を除き無料ですが、いずれも施設及び展示によって例外があるため、詳細は各施設へ直接お問い合わせください。	受付窓口で手帳を呈示し申請してください。 江戸東京博物館 Tel 03 (3626) 9974 江戸東京たてもの園 Tel 042 (388) 3300 写真美術館 Tel 03 (3280) 0099 Fax 03 (3280) 0033 現代美術館 Tel 03 (5245) 4111 電子メール kanyo@mot-art.jp 庭園美術館 Tel 03 (3443) 0201 Fax 03 (3443)3228 東京都美術館 Tel 03 (3823) 6921 Fax 03 (3823) 6920
海上公園等の無料入場	身体障害者手帳所持者及び付添者（必要な範囲に限る。）	無料 東京港野鳥公園	公園窓口で手帳を呈示し申請してください。 東京港野鳥公園管理事務所 Tel 03 (3799) 5031
海上公園駐車場の無料利用	身体障害者手帳所持者	無料 辰巳の森海滨公園（1号・2号）、若洲海滨公園、有明テニスの森公園、大井ふ頭中央海滨公園（1号・2号）、城南島海滨公園（1号・2号・3号）、青海南ふ頭公園、お台場海滨公園（1号・2号）、シンボルプロムナード公園（A棟・B棟）	駐車場窓口もしくは各公園窓口で、手帳を呈示し申請してください。 辰巳の森海滨公園管理事務所 Tel 03 (5569) 8672 若洲海滨公園 Tel 03 (3522) 3225 有明テニスの森公園 Tel 03 (3529) 3301 大井スポーツセンター Tel 03 (3790) 2378 Fax 03 (3790)2993 電子メール ooi-info@seaside-park.jp 城南島海滨公園管理事務所 Tel 03 (3799) 6402 Fax 03 (3799)6403 青海南ふ頭公園公園管理事務所 Tel 03 (5531) 0852 お台場海滨公園、シンボルプロムナード公園についての窓口は共通で、株式会社東京テレポートセンターになります。 Tel 03 (5500) 5672

※ お問い合わせは各窓口へお願いいたします。

制 度	対 象 者	減免の内容等	窓口・手続
公共駐車場の割引	身体障害者手帳所持者	(1) 1時間無料 八重洲、日本橋、宝町、新京橋、東銀座、板橋四ッ又、丸ノ内鍛冶橋、錦糸町パークタワー、西新宿第四、練馬中央陸橋ユニバーサルデザイン駐車場、等 (2) 無料 都庁第一、二本庁舎、健康プラザ「ハイジア」地下	精算所で手帳を提示、又は無人精算機の場合は管理室、又は出口精算機で手帳を提示して、1時間の無料駐車券をもらう。 ※詳細は、各駐車場、又は東京都道路整備保全公社へお問い合わせください。 Tel 03 (5381) 3361 ※電子メールでのお問い合わせは東京都道路整備保全公社のホームページをご参照ください。
市営駐車場の減免	身体障害者手帳所持者	2時間無料 身体障害者手帳を所持している方が運転もしくは同乗している場合に、使用料の減免が受けられます。 対象駐車場 立川市緑川第五駐車場 立川市緑川第六駐車場 立川市北口第一駐車場	※減免方法 手続きは出庫前に行います。駐車券と手帳を管理人に提示（または、事前に精算機に設置されているインターフォンを使用）し、減免手続きを行ってから出庫してください。 ※詳細は立川市交通企画課へお問い合わせください。 Tel 042 (523) 2111 (代) Fax 042 (521) 3020
子ども未来センター駐車場の免除	身体障害者手帳所持者	身体障害者手帳を所持している方が子ども未来センター・市民会館に来場するため乗車する自動車を駐車させる場合に、用務を行うのに必要な時間分の使用料が免除されます。	子ども未来センター2階総合受付で駐車券と手帳を提示してください。 ※詳細は立川市子ども未来センター受付へお問い合わせください。 Tel 042 (529) 8682 (代) Fax 042 (548) 1662
市営駐輪場の減免	身体障害者手帳所持者	身体障害者手帳を所持している方が指定駐輪場を定期利用する場合に使用料の減免が受けられます。	※詳細は立川市交通企画課へお問い合わせください。 Tel 042 (523) 2111 (代) Fax 042 (521) 3020
家庭ごみ指定ごみ袋の減免	身体障害者手帳（1，2級）をお持ちの方がいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税	世帯の人数や申請月に応じて指定収集袋の交付が受けられます。	※詳細は立川市ごみ対策課へお問い合わせください。 Tel 042 (531) 5518 Fax 042 (531) 5800
ごみ出し支援	集合住宅にお住まいで、身体障害者手帳（1，2級）をお持ちの方のみで構成される世帯で、ごみの排出場所までのごみ出しが困難な世帯	住宅の入り口前からごみの排出場所までごみ出しを行うとともに、希望する方は声がけによる安否確認を行います。	※詳細は立川市ごみ対策課へお問い合わせください。 Tel 042 (531) 5518 Fax 042 (531) 5800

※ お問い合わせは各窓口へお願いいたします。

制 度	対 象 者	減免の内容等	窓口・手続
粗大ごみ収集	身体障害者手帳（1，2 級）をお持ちの方がいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税	粗大ごみ処理手数料が減免されます。（1 回につき最大 20 ポイント分まで申し込み可能。）	※詳細は立川市ごみ対策課へお問い合わせください。 Tel 042 (531) 5518 Fax 042 (531) 5800
家庭ごみ処理手数料の減免	身体障害者手帳（1，2 級）をお持ちの方がいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税	クリーンセンターたちむにい、リサイクルセンターにごみを持ち込む際、ごみ処理手数料が減免されます。	※詳細は立川市ごみ対策課へお問い合わせください。 Tel 042 (531) 5518 Fax 042 (531) 5800
郵便料金の減免	1) 点字郵便物、特定録音物等郵便物	次の郵便物で開封のものは無料（3 kg まで） ① 盲人用点字のみを掲げたものを内容とする。 ② 盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、点字図書館点字出版施設など日本郵便事業株式会社の指定を受けたものから差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるもの。	窓口は立川郵便局等です。 Tel 042 (524) 6114 ※詳細は、日本郵便株式会社お客様サービス相談センターへお問い合わせください。 Tel 0120 (232) 886 ※電子メールでのお問い合わせは、日本郵便のホームページをご参照ください。
	2) 点字ゆうパック	点字ゆうパックの料金は、3kg まではゆうメール基本料金の半額、3kg を超えて 30kg まではゆうパックの重量制料金の半額	
	3) 心身障害者用ゆうメール	身体に重度の障害がある方が郵便により図書館の蔵書を閲覧する場合、一般のゆうメールの基本料金の半額	
	4) 心身障害者団体の発行する定期刊行物（第三種郵便物）	① 毎月 3 回以上発行する新聞と ② それ以外のものがあります。 ・50g まで①は8 円、②は15 円 ・①②ともに50g を超えて1kg まで50g 増すごとに①は3 円増し、②は5 円増しになります。	
	5) 聴覚障害者用ゆうメール	聴覚障害者用ビデオテープを内容とする郵便物で、聴覚障害者福祉施設と聴覚障害者の間で発受されるものは、一般のゆうメールの基本料金の半額。	
官製はがき（青い鳥郵便葉書）の無料配付	身体障害者手帳所持者 1, 2 級の方	年 1 回、4 月発売日～5 月末日に官製はがき 20 枚を無料で配付します。（申込みは 4 月 1 日から受付）	身体障害者手帳を持って対象者の住所を受け持つ集配郵便局へ（申込みはお近くの郵便局でも受け付けます。）

※ お問い合わせは各窓口へお願いいたします。

制 度	対 象 者	減免の内容等	窓口・手続
ふれあい案内 (NTT 番号 案内の料金減 免サービス)	身体障害者手帳所持者 ・視覚 1～6 級 ・肢体不自由 (上肢, 体幹又は 乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害) 1, 2 級 ・聴覚 2, 3, 4, 6 級 ・音声, 言語, 又はそしやく 3, 4 級	目や上肢等がご不自由な方、知的障がい (療育手帳保持者) や精神障がいを有し ている (精神障害者保健福祉手帳保持 者) の方は無料で番号案内を利用できま す。利用される場合には事前登録が必要 となります。	※詳細は、NTT 東日本ふれあい 案内担当へお問い合わせください。 Tel 0120 (104) 174
NTT ドコモ 料金割引	身体障害者手帳所持者	月々の基本使用料の割引 ハートィ割引 「sp モード」や留守番電話等の月額使用 料が 60%割引、等 ※詳しくは、 ドコモインフォメーションセンター へお問い合わせください。 Tel 0120-800-000 ドコモケータイから 局番なし 151	※詳細は、近隣のドコモショップ へお問い合わせください。
KDDI (au) 料金割引	身体障害者手帳所持者	スマイルハート割引 基本使用料、通話料が半額 ※但し、割引額はプランによって異なり ます。 ※詳しくは、 au お客様センターへお問い合わせく ださい。 Tel 0077-7-111 au ケータイから局番なし 157	※詳細は、近隣の au ショップへ お問い合わせください。
ソフトバンク 料金割引	身体障害者手帳所持者	ハートフレンド割引 月々の基本使用料の割引 各種オプションの月額使用料の割引 等 ※詳しくは、 ソフトバンクお客様センターへお問 い合わせください。 Tel 0800-919-0157 ソフトバンクケータイから 局番なし 157 Fax 0120 -919-397	※詳細は、近隣のソフトバンクシ ョップへお問い合わせください。

※ お問い合わせは各窓口へお願いいたします。

(8) 選 挙

制 度	対 象 者	内 容	制 限	窓口・手続
郵便等による不在者投票制度	身体障害者手帳所持者 両下肢・体幹・移動機能障害 1, 2 級 内部機能障害 1～3 級 (心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓) 介護保険の被保険者証 要介護 5	投票所に行くことの困難な方は、事前に「郵便等投票証明書」の交付を立川市選挙管理委員会で受けておきますと自宅などで投票（郵便等による不在者投票）ができます。	投票用紙等は投票日の 4 日前までに請求してください。	※詳細は、 立川市選挙管理委員会へお問い合わせください。 Tel 042 (523) 2111(代)
代理投票制度	からだが不自由等で自書できない方	本人が投票所で申し出てくだされば代理で投票できます。		各投票所
点字投票制度	視覚障害で点字で投票を希望する方	本人が投票所で申し出てくだされば点字で投票できます。		各投票所

※ お問い合わせは各窓口へお願いいたします。

(9) 日常生活の援助

制 度	内 容					
生活福祉資金貸付制度	地域の社会福祉協議会では、生活福祉資金の一つとして、次のような貸付制度を設けています。対象は、「身体障害者手帳」、「愛の手帳（療育手帳）」、「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかの交付を受けた方の属する世帯となります。					
	資 金 の 目 的		貸付上限額の目安	返済期間	据置期間	連帯保証人 利 子
	住居の移転等に必要な経費	○住居の移転や賃貸契約の更新に必要な経費	50 万円	3 年以内	6 ヶ 月 以 内	原則必要。無でも可。 保証人有なら無利子・保証人無なら年1・5%
	障害者用自動車の購入に必要な経費	○障害者が自ら運転する自動車、又は障害者と同じくして生計を同一としている者が、もっぱら当該障害者の日常生活の便宜等を図るために自動車を購入するのに必要な経費 ※その他借り入れには一定の条件があります。 ○新車当時の車両本体価格が 250 万円以内の原則 5 ナンバーの自動車	250 万円以内（上限額の範囲内で必要最小限の貸付を行う）	8 年以内		
	住宅の増改築に必要な経費	○住宅の増築、改修、補修、保全にかかる経費	250 万円	7 年以内		
	福祉用具等の購入に必要な経費	○機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための用具を購入等するために必要な経費	170 万円	8 年以内		
	介護サービス・障害者サービス等を受けるのに必要な経費	○障害者総合支援法の対象となる障害福祉サービスもしくは自立支援医療を受け、又は補装具を購入・修理するために必要な経費。及び生計中心者である方が、その障害福祉サービス等受給期間中に生計を維持するために必要な経費。 ※当該必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が 1 年以内の場合が対象。	170 万円	5 年以内		
	就職の支度に必要な経費	○就職に際し必要な経費（洋服・靴・通勤定期等の購入費）	50 万円	3 年以内		
	生業を営むために必要な経費	○自営業に必要な経費 ※申請前に中小企業診断士との面接を調整します。 ※新規創業の場合は、全体経費の 1 / 3 以上の自己資金が必要です。 ※その他、借り入れには一定の条件があります。	460 万円	9 年以内		
	技能習得に必要な経費	○就職するための知識、技能を習得するために必要な経費、及び生計中心者の技能習得の場合に、その技能習得期間中の生計を維持するために必要な経費	【技能習得期間ごとに設定】	8 年以内		

※申し込みにあたっては、地域の社会福祉協議会又は民生委員にご相談ください（申請前に、民生委員による面接が必要です。）

※申し込みから資金の交付まで 1 ヶ月程度かかります（「生業を営むために必要な資金」は 2 ～ 3 ヶ月かかることがあります。）

※詳細は、立川市くらし・しごとサポートセンターへお問い合わせください。Tel 042(503)4308

※生活保護受給中の方は、立川市生活福祉課の担当ケースワーカーにご相談ください。Tel 042(523)2111(代)

※ お問い合わせは各窓口へお願いいたします。

制 度	対 象 者	給付の内容等	制 限	窓口・手続
車いすの貸出し	立川市在住の身体障害者（児）又はその関係団体	身体障害者（児）又はその関係団体が、身体障害者（児）の福祉の増進を目的として使用する場合などに貸出しをしています。	貸し出し期間は 1 ヶ月以内	※詳細は 立川市社会福祉協議会地域 包括支援係へお問い合わせ ください。 Tel 042 (540) 0311
身体障害者 補助犬の給付	都内におおむね1年以上居住している18歳以上の方で次のいずれかに該当する方 ① 盲導犬 視覚障害1級の方 ② 介助犬 肢体不自由1, 2級の方 ③ 聴導犬 聴覚障害2級の方	給付は無料 飼育費等は利用者負担	○所得制限あり ○居住している 家 屋 の 所 有 者 ・ 管 理 者 の 承 諾 を 得 ら れ る こ と 。 ○所定の訓練を受け、補助犬を適切に管理できること。	※詳細は、立川市障害福祉課へお問い合わせください。 Tel 042 (523) 2111(代) Fax 042 (529) 8676
重度脳性麻痺者介護事業 (家族介護)	20歳以上の身体障害者手帳（1級）を所持する脳性麻痺者で、独立して屋外活動することが困難な方	利用者の生活圏の拡大を目的として、利用者が事前に登録した介護人を派遣する制度です。屋外への同行及びその他必要な介護を行います。 1か月に12回（1回は1日を単位とする）を限度としています。 所得制限や利用者負担はありません。	障害者総合支援法におけるサービス決定（短期入所を除く）や介護保険法におけるサービスを受けている方は対象外となります。	お問い合わせは、 立川市障害福祉課へ。 Tel 042 (523) 2111(代) Fax 042 (529) 8676
ホームヘルパーの利用	障害者（児）等で、居宅において、家事、介護等のサービスを必要とする方	障害者総合支援法に基づいたサービスです。内容は、 ・身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護） ・家事援助（調理、洗たく、掃除等の援助） ・通院等介助 ・重度訪問介護（重度の肢体不自由者等で、常時介護を必要とする方の身体介護、家事援助、見守り等） 障害程度により利用できる内容や利用時間が異なります。 ※詳細は立川市障害福祉課へお問い合わせください。 Tel 042 (523) 2111(代) Fax 042 (529) 8676	利用者負担は、本人の属する世帯（18歳未満は世帯全員、18歳以上は本人と配偶者）の市民税課税額により決定されます。 生活保護受給世帯なし 市民税非課税世帯なし 市民税課税世帯1割負担 但し、18歳未満（児童）で、市民税所得割28万円未満の世帯の負担限度額は、4,600円、18歳以上で、市民税所得割16万円未満の世帯は、9,300円、上記以外の課税世帯は、37,200円です。 また、65歳以上の方は原則として、介護保険のサービスが優先されます。	申請は、 立川市障害福祉課へ。 Tel 042 (523) 2111(代) Fax 042 (529) 8676
心身障害者（児）短期入所事業	介護を行う者の疾病その他の理由により、一時的に居宅において介護を受けることができない心身障害者（児）	障害者総合支援法に基づいたサービスで、施設等へ一時的に入所して必要な援助を受けるための制度です。		

※ お問い合わせは各窓口へお願いいたします。

制 度	対 象 者	支援の内容等	制 限	窓口・手続
移動支援事業	身体障害者手帳 1, 2 級 (肢 体不自由) を所持する屋外で の移動が困難な障害者 (児) で ①小・中学生、高校生等 ②18 歳以上の車いす利用者 (重度訪問介護等や介護保 険の訪問介護サービスを利用 している方を除く) 身体障害者手帳の視覚障害 の方で同行援護の対象外の方	地域における自立生活及び社 会参加を促すことを目的に、ガ イドヘルパーを派遣して外出 のための支援を行います。	1 ヶ月に利用できる 時間数①小学生 15 時間②中学生・ 高校生等 20 時間 ③18 歳以上10 時間 ④身体障害者手帳 視覚障害 (同行援護 の対象外の方) 50 時間。市民税課税世 帯の方は事業費の 10% (1 時間あたり 230 円) の利用者負 担があります。	申請やお問い合わせは、 立川市障害福祉課へ。 Tel 042 (523) 2111 (代) Fax 042 (529) 8676
在宅重症心身 障害児 (者) 等 訪問事業	東京都内に住所を有し、在宅 で生活をする重症心身障害 児 (者) の方、及び医療的ケ ア児の方。 ※重症心身障害児(者)とは、 重度の知的障害、及び重度の 肢体自由が重複しており、18 歳未満にその状態になった 方です。(大島分類 1 ～ 4 ま でに該当)	看護師が家庭を訪問し、日常生 活上の看護、技術指導、療育指 導、相談などを行う。 週 1 回、無料 ※当該事業の利用期間は、原則 1 年以内です。		窓口は多摩立川保健所で す。 Tel 042 (524) 5171 Fax 042 (528) 2777 ※詳しくは、東京都福祉局 障害者施策推進部療育課 までお問い合わせくださ い。 Tel 03 (5320) 4360
在宅レスパイ ト・就労等支援 事業	①特定の医療的ケアが必要 な障害児 ②特定の医療的ケアが必要 な重症心身障害者	市と委託契約した訪問看護事 業者の看護師が、対象者の自宅 に出向き、一定時間、家族の代 わりに医療的ケアを伴う見守 りや療養上の介助を行う。	① 1 回につき 2 時 間から 4 時間まで、 年間 96 時間まで ②訪問回数は、年間 48 回まで 市民税課税世帯の 方は、市民税所得割 額に応じて利用者 負担があります。	申請やお問い合わせは、 立川市障害福祉課へ。 Tel 042 (523) 2111(代) Fax 042 (529) 8676
視覚障害者の ための家庭生 活講習会	都内に居住し、家庭内におけ る日常生活活動に著しい制 限を受けている在宅の視覚 障害者	調理・生花・手芸裁縫等の各科 目についての講習 無料 (テキスト代、教材費は受 講者負担)		お問い合わせは、 東京都盲人福祉協会へ。 Tel 03 (3208) 9001
盲青年等社会 生活教室	都内在住の視覚障害をもつ 青年及び高齢者で、身体障害 者手帳を所持する方	社会生活に必要な知識の習得 や体験交流が行える場を設け る。 人間関係・生活設計・職業・健 康管理・レクリエーション等 無料 (教材費等は受講者負担)		お問い合わせは、 東京都盲人福祉協会へ。 Tel 03 (3208) 9001
オストメイト 社会適応訓練	人工肛門又は人工膀胱を永 久的に造設した方	(1) ストマの衛生管理 (2) ストマに関する医学的知 識の付与 (3) 社会復帰に係る諸問題 (4) その他必要な訓練等 無料。ただし、テキスト代は自 己負担		お問い合わせは、 日本オストミー協会東京 支部へ。 Tel 03 (5272) 3550 Fax 03 (5272) 3550 ※火・金の各曜日の午前 10 時～午後 3 時

※ お問い合わせは各窓口へお願いいたします。

制 度	対 象 者	支援の内容等	制 限	窓口・手続
自動車運転免許の教習	18 歳以上の身体障害者の方で、次のいずれにも該当する方 (1) 公共職業安定所に求職登録してある方 (2) 運転免許試験場での運転適性検査に合格した方 (3) 身体障害者運転能力開発訓練センターが入所を認めた方	厚生労働省から委託された「身体障害者運転能力開発訓練センター」で所定の運転教習が無料で受けられます。(ただし、検定料等は有料となります。詳細は身体障害者運転能力開発センターへ) なお、入所日は 1, 4, 7, 10 各月の月初めで、教習期間は3 か月です。		申請やお問い合わせは、 (一財) 東厚生会・身体障害者運転能力開発訓練センターへ。 埼玉県新座市 堀ノ内 2-1-46 Tel 048 (481) 2711 Fax 048 (481) 6578 ホームページアドレス https://azumaen.or.jp/
身体障害者自動車運転免許取得費の助成	18 歳以上の身体障害者の方で、次のいずれにも該当する方 (1) 運転免許適性試験に合格した身体障害者手帳 3 級以上の方、内部障害 4 級以上で歩行困難な方、下肢又は体幹機能障害 5 級以上で歩行困難な方 (2) 引続き 3 か月以上市内に住所を有する方 (3) 他の制度により免許の取得に要する費用の助成を受けていない方	身体障害者の方が生活の利便を図るため運転免許を取得する場合の費用の 2 / 3 (限度額 164,800 円) の範囲内で補助します。 補助内容 教習所などの入所料、学科教科料、技能教習料、教材費に該当する額の一部 ●運転免許の取得 身体障害者の方でも障害の程度によっては補装具類を着用したり、車種を限定することにより合格基準に達することができます。 ※運転免許取得の基準や制限等の詳細は、警視庁府中運転免許試験場へ。 Tel 042 (362) 3591 (代表)	市民税所得割額に応じて助成額に制限があります。	※取得費用助成に関する詳細は、立川市障害福祉課へお問い合わせください。 Tel 042 (523) 2111(代) Fax 042 (529) 8676
自動車改造費の助成	18 歳以上の身体障害者手帳所持者で、次のいずれにも該当する方 (1) 身体障害者手帳（上肢・下肢・体幹）1, 2 級の方 (2) 就労等に伴い、自らが所有し、運転する自動車の一部を改造する必要がある方	操向装置及び駆動装置の改造に要する費用を一部補助します。 (133,900 円まで)	世帯の生計を維持する者の市民税所得割が 46 万円未満であること。	※詳細は、立川市障害福祉課へお問い合わせください。 Tel 042 (523) 2111(代) Fax 042 (529) 8676

※ お問い合わせは各窓口へお願いいたします。

制 度	対 象 者	支援の内容等	制 限	窓口・手続
高齢者等配食サービス事業	高齢者の他に、身体障害者手帳１・２級の方も利用できます。	月曜日から日曜日（祝日・12月29日から1月3日は除く）の希望する日、昼食又は夕食を選んでいただきます。 利用される方の安否を確認するため直接お会いして配食しますので、配達予定時間のご在宅が必要です。	心身機能の低下により買い物等が困難な方のみで構成されている安否確認が必要な世帯の方であること。 お弁当の種類によって自己負担額が異なります。	※詳細は、 立川市高齢政策課へお問い合わせください。 Tel 042 (523) 2111(代内)1475 Fax 042 (529) 2481
高齢者等寝具乾燥消毒事業	高齢者世帯の他に、身体障害者手帳１・２級、愛の手帳１・２度及び精神障害者手帳１級の方がいる世帯の方も利用できます。	月１回、業者がご自宅に伺い、寝具の乾燥消毒を実施します。 １回の実施枚数は、３枚まで（敷布団、掛け布団及び毛布のうち、組み合わせは自由です。）	寝具を健康的もしくは衛生的に保つことが難しい方のみで構成される世帯の方であること（詳細な要件あり）。 世帯全員の市民税が非課税の方、又は生活保護受給世帯等の方であること。	※詳細は、 立川市高齢政策課へお問い合わせください。 Tel 042 (523) 2111(代内)1475 Fax 042 (529) 2481
高齢者世帯等家具転倒防止器具取付事業	高齢者世帯の他に、身体障害者手帳１・２級、愛の手帳１・２度及び精神障害者手帳１級の方がいる世帯の方も利用できます。	最大５か所を限度としてタンス、本棚、食器棚等の家具に、家具転倒防止器具の取り付けを行います。 委託業者が訪問し、器具を取り付けます。	平成21年度以降、すでに市から支給を受けた世帯の方はご利用できません。 住民税が課税されている世帯については、取付器具代金の１割をご負担いただきます。	※詳細は、 立川市高齢政策課へお問い合わせください。 Tel 042 (523) 2111(代内)1475 Fax 042 (529) 2481

(10) コミュニケーション

制 度	対 象 者	支援の内容等	制 限	窓口・手続
市図書館読書 バリアフリー サービス	市内在住・在勤・在学の視覚 による文字の認識が困難な 方 肢体不自由等で図書館の利用が困難な方	点字図書・録音図書・布の絵 本等バリアフリー資料を含 む、立川市図書館所蔵資料の 貸出し。	宅配は市内在住者の のみ。	※詳細は立川市中央図書 館読書バリアフリーサ ービス担当へお問い合 わせください。 Tel 042 (528) 6800 Fax 042 (528) 6806
		未所蔵録音図書・点字図書の 作製相談（リクエスト対応）。		
		サピエ図書館や他自治体所蔵 資料の取り寄せと貸出し。		
		図書館資料（図書・雑誌等） の対面朗読サービス。	予約制・来館が必要。	
点字図書・録音 図書の貸出し	視覚障害者、視覚障害者関連 の団体・学校・施設 視覚による文字の認識が困 難な方	点字図書及び録音図書の貸出 し。		申請やお問い合わせは、 日本点字図書館へ。 Tel 03 (3209) 0241 Fax 03 (3204) 5641
希望点訳・個人 朗読	都内在住・在勤・在学の視覚 障害者	個人から希望があった図書を 点訳・録音した物を提供。希 望図書は自身で用意。		
サピエ図書館	視覚障害者、視覚障害者関連 の団体・学校・施設 視覚による文字の認識が困 難な方	インターネットを経由した点 字図書・録音図書の目録情報 等を配信。		
レファレンス サービス	視覚障害者 視覚による文字の認識が困 難な方	図書や資料の検索、視覚障害 関係の施設・団体に関する情 報提供。		
専門対面リー ディングサー ビス	視覚による文字の認識が困 難な方	プライバシーに関わるものを 除き、ご自身で用意した図 書・資料を対面で朗読。予約 制。来館が必要。		
視覚障害者の ための I T 教 室		1 対 1 での個別指導。コース は初心者コースと体験コース の 2 種類。1 クール 3 回で受 講料は 4,500 円。予約制。来館 が必要。		
中途視覚障害 者のための点 字教室	通所が可能な中途視覚障害 者（身体手帳をお持ちでない 方）	小グループ制で個別プログラ ムに沿った点字学習支援。授 業は 60 分。予約制。来館が必要。		
点字図書の給 付（日常生活用 具等給付事業）	情報の入手を主として点字 に頼っている視覚障害者 （児）で、身体障害者手帳所 持者	点字図書の給付。年間 6 タイ トル又は 24 巻まで。		※詳細は、 立川市障害福祉課へお 問い合わせください。 Tel 042 (523) 2111(代) Fax 042 (529) 8676

※ お問い合わせは各窓口へお願いいたします。

制 度	対 象 者	支援の内容等	制 限	窓口・手続
点字・録音刊行 物作成配布事 業	都内在住で 18 歳以上の在宅 の視覚障害者で、身体障害者 手帳所持者	都の刊行物等から社会生活を 営む上で必要な情報知識を点 字又はカセットにし、どちら か 1 点を郵送配布します。		お問い合わせは、 東京都盲人福祉協会へ。 Tel 03 (3208) 9001
広報東京都 (点字版、 音声版)	都内の視覚に障害のある方	都の政策やお知らせなどの都 政情報を提供するため毎月 1 回発行し、無料で直接郵送し ます。		お問い合わせは、 東京都生活文化局広報 広聴部広聴課へ。 Tel 03 (5388) 3087
都議会だより (点字版)	視覚障害者	都議会の活動内容を知らせる ため、年 5 回発行し、無料で 直接郵送します。		お問い合わせは、 東京都議会議会局管理 部広報課へ。 Tel 03 (5320) 7126
点字「厚生」・ 声の広報 「厚生」	18 歳以上の視覚障害者で身 体障害者手帳所持者	国の行政、その他公的な情報 を各点字図書館等に配布しま す。 無料 ※声の広報「厚生」はデジ ー版のみで、個人の方には点 字図書館からの貸し出しとな ります。		お問い合わせは、 社会福祉法人日本視覚 障害者団体連合へ。 Tel 03 (3200) 0011 Fax 03 (3200) 7755
中途失明者緊 急生活訓練事 業	都内在住の原則として 18 歳 以上の視覚障害者で、身体障 害者手帳所持者	指導員の訪問による歩行・点 字・日常生活訓練・相談等。 無料		お問い合わせは、 東京都盲人福祉協会へ。 Tel 03 (3208) 9001
視覚障害者日 常生活情報点 訳等サービス	都内居住又は在勤の身体障 害者手帳を所持する視覚障 害者	日常生活上必要とする情報の 点訳・墨訳又は対面朗読及び FAX による電話朗読サービス を行います。 〔図書館や点字図書館で取り 扱っているもの又は営利に 関するものを除く。〕 無料。ただし、対面朗読時の テープ代、FAX による電話朗 読時の電話の費用等は自己負 担		お問い合わせは、 東京都障害者福祉会館 Tel 03 (3455) 6321
点字による即 時情報ネット ワーク事業	都内在住者又は在勤・在学の 視覚障害者	(1) 毎日の新聞記事・福祉情 報を点字紙（誌）にして、 配付します。 (土、日、祝日を除く) 無料		お問い合わせは、 東京都盲人福祉協会へ。 Tel 03 (3208) 9001
		(2) 電話ナビゲーションサ ービス (1) の情報を音声に変換し たものを電話により自動で 提供しています。 無料（電話ナビゲーション 専用番号 0570 - 021802）		お問い合わせは、 東京都盲人福祉協会へ。 Tel 03 (3208) 9001

※ お問い合わせは各窓口へお願いいたします。

制 度	対 象 者	内 容 等	制 限	窓 口
点字による即時情報ネットワーク事業		(3) メール版 (1)の情報をメールにて配送します。 無料		お問い合わせは、 東京都盲人福祉協会へ。 Tel 03 (3208) 9001
手話通訳者の派遣	聴覚障害者又は言語機能障害者で身体障害者手帳所持者	健聴者等との意思疎通を円滑にするため手話通訳を必要とする場合、手話通訳者を派遣します。 無料		申請やお問い合わせは、 立川市障害福祉課へ。 Tel 042 (523) 2111(代) Fax 042 (529) 8676
盲ろう者通訳・介助者派遣	都内に住所を有する盲ろう者（視覚障害と聴覚・言語機能障害を重複して持つ身体障害者（児）であって、身体障害者手帳を所持する者）	盲ろう者のコミュニケーション手段及び移動の自由を確保し、その社会参加を促進するため盲ろう者に対して通訳・介助者を派遣します。 無料（外出に必要な交通費は、通訳・介助者分も含め利用者負担）		お問い合わせは、 東京盲ろう者友の会へ。 Tel 03 (3864) 7003 Fax 03 (3864) 7004
読話講習会	(1) 18 歳以上の都内在住の中途失聴者・難聴者で身体障害者手帳所持者 (2) 受講経験のない方 ※一度受講された方は未修了でも受講できません。	読話技術の指導を行い、健聴者とのコミュニケーション技術の習得を図ります。 無料(教材費等は受講者負担)	(1) 口形の読み取り (2) 会話の練習 (3) 類似語の練習	お問い合わせは、 東京手話通訳等派遣センターへ。 Tel 03 (3352) 3359 Fax 03 (3354) 6868
コミュニケーション機器の貸出し	都内在住で身体障害者手帳を所持している聴覚障害者及びその保護者、又は都内の聴覚障害者団体等	貸出し機器 オーバーヘッドプロジェクター 磁気ループ ビデオプロジェクター 無料、ただし、運搬費用等は自己負担 貸し出し期間 10 日間		
要約筆記者の派遣	○聴覚障害者等団体 ○身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障害者又は言語機能障害者	健聴者等との意思疎通を円滑にするため要約筆記を必要とする場合、要約筆記者を派遣します。 無料		申請やお問い合わせは、 立川市障害福祉課へ。 Tel 042 (523) 2111(代) Fax 042 (529) 8676
中途失聴者・難聴者手話講習会	都内在住、在勤の中途失聴者及び難聴者 ※但し、当該講習会において修了したクラスを再受講することはできません。	簡単な意思交流が可能な程度の手話技術についての講習 無料 (ただし、テキスト代は自己負担)		お問い合わせは、 東京都福祉局障害者施策推進部企画課意思疎通支援担当へ。 Tel 03 (5320) 4147 Fax 03 (5388) 1413
喉頭摘出者発声訓練	喉頭摘出者	疾病等で喉頭を摘出し、音声機能を喪失した方を対象に、発声訓練を行います。 訓練内容 ① 食道発声訓練 ② 人工喉頭又は電気発声器による発声訓練 ③ シヤント訓練 (一部補助教材有料)		お問い合わせは、 (公社) 銀鈴会へ。 Tel 03 (3436) 1820 Fax 03 (3436) 3497

※ お問い合わせは各窓口へお願いいたします。

制 度	対 象 者	内 容 等	制 限	窓 口
セルフヘルプ (自助) グループによる吃音者の発声訓練、相談等	都内に居住、通勤又は通学する15歳以上の吃音者	中心的な活動は例会です。吃音に悩む吃音児・者とその家族の暮らしに役立つさまざまな内容と方法の相談等 1.発声訓練 2.話し方研究 3.グループワーク 4.よりよい人間関係のための研究 5.その他必要な訓練 ※参加費は無料。ただしテキスト代等は受講者負担。		お問い合わせは、東京言友会へ。 Tel 03 (3942) 9436 ※常駐していないため、留守番電話となっております。 お問い合わせホーム https://tokyo-gennyukai.jimdofree.com/
聴覚障害者向け映像ライブラリー事業	聞こえに障害をお持ちの方または聴覚障害関係者・団体、東京都の関係機関及び区市町村	映画やテレビ番組等に字幕や手話を挿入した映像作品の制作・貸出し。 無料(2週間)1回につき6本まで。 ※作品目録は聴力障害者情報文化センターホームページから閲覧可能です。 http://www.jyoubun-center.or.jp/	参加費を徴収する場合や寄付や物品販売を目的とした集会には利用できません。	お問い合わせは、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターへ。 Tel 03(6833)5004 Fax 03(6833)5005

※ お問い合わせは各窓口へお願いいたします。

(11) 余 暇 活 動

制 度	対 象 者	内 容 等	制 限	窓 口
東京都障害者スポーツ大会	各部門に参加資格がございます。詳しくは担当窓口までお問い合わせ願います。 【各部門共通】 都内に現住所を有する者、又は都内に所在する学校、障害者支援施設等団体に所属している者。 【身体障害者部門】 身体障害者手帳を所持し、毎年4月1日現在中学生以上の方。	陸上競技、水泳、卓球、アーチェリー、車いすバスケットボール、サウンドテーブルテニス、ソフトボール、フライングディスク、ボッチャ、バレーボール等を実施しています。	事前に申込みが必要です。	申請やお問い合わせは、公益社団法人東京都障害者スポーツ協会へ。 Tel 03 (6265) 6001 (分室) Fax 03 (6265) 6007 障害者が身近で行えるスポーツについては P. 40 障害者スポーツセンターの項をご覧ください。
障害者休養ホーム	都内に在住する身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者及びその付添者（助成を受けられるのは障害者1人につき1人）	指定施設の利用の際、1泊につき次の額を限度として宿泊利用料の一部を助成します。 〔 大人 6,490 円 〕 〔 小人 5,770 円 〕 付添者（中学生以上）については 大人 3,250 円	助成回数に制限があります。 (1人年度2泊)	申請窓口は、日本チャリティ協会です。 Tel 03 (3353) 5942 Fax 03 (3359) 7964 パンフレット、申込書は、立川市障害福祉課の窓口にあります。 利用方法はパンフレットに記載されています。
心身障害者保養施設利用事業	市内に住所のある方で ・ 身体障害者手帳1～3級の方 ・ 愛の手帳1～4度の方 ・ 精神障害者保健福祉手帳1～3級の方 ・ 脳性麻痺の方 ・ 進行性筋萎縮症の方 ・ 介護人（1人）	障害者の方とその介護人が市の契約した宿泊施設及び市の契約した旅行代理店の宿泊施設を利用する場合料金の一部を助成します。 1人1泊につき5,000円限度 ※宿泊施設の詳細は立川市障害福祉課へお問い合わせください。 Tel 042 (523) 2111(代) Fax 042 (529) 8676	助成回数に制限があります。 (1人年度1泊)	障害福祉課窓口へ次の物を持参して利用日の10日前までに申請してください。 ・ 宿泊予約をとってから ①手帳 ②旅行代理店利用の場合は行程表 申請後、利用券を交付します。
八ヶ岳山荘利用料の減免	市内に住所のある方で ・ 65歳以上の方 ・ 身体障害者手帳1～3級の方 ・ 愛の手帳1～4度の方 ・ 精神障害者保健福祉手帳1～3級の方 ・ 介護人（1人）	宿泊・施設利用料（高校生以上・大人） 1,000円 日帰り・利用料金（高校生以上・大人） 150円 利用当日年齢等を証明できるもの（運転免許証・保険証・手帳など）をお持ちください。	申込みは使用する月の3ヵ月前の月の1日から3日前まで（日帰り利用含む）	申込み・お問い合わせは、立川市八ヶ岳山荘へ。 Tel 0551 (48) 2309 Fax 0551 (48) 2104

※ お問い合わせは各窓口へお願いいたします。

(12) 施設等の利用

施設の種類	内 容	窓 口 等
点字図書館 (視覚障害者情報提供施設)	視覚障害者の方に無料又は低額な料金で点字刊行物や声の図書館の閲覧貸出しを行います。 ※点字図書館の所在地や連絡先については 立川市障害福祉課へお問い合わせください。 Tel 042 (523) 2111(代) Fax 042 (529) 8676	各点字図書館によって利用方法等が異なりますので、直接各点字図書館へご確認ください。
盲人ホーム	あんま、はり、きゅうの免許をもつ視覚障害者で自営又は雇用が困難な方の利用施設です。 ※盲人ホームの所在地や連絡先については 立川市障害福祉課へお問い合わせください。 Tel 042 (523) 2111(代) Fax 042 (529) 8676	お問い合わせは 直接各盲人ホームへ。
聴覚障害者情報提供施設	字幕(手話)入りビデオ・DVDの制作・貸出し、聞こえや補聴器に関する相談、その他生活全般的な相談と情報提供、聴覚障害者対象の講習会の開催等を行っています。	お問い合わせは 社会福祉法人聴力障害者情報文化センターへ。 社会福祉法人聴力障害者情報文化センター 東京都目黒区五本木 1-8-3 Tel 03 (6833) 5004 Fax 03 (6833) 5005
施設入所支援	日常生活を営むのに支障のある障害者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上の相談支援を行います。 ※障害支援区分が必要です。 ※所在地や連絡先、障害支援区分については 立川市障害福祉課へお問い合わせください。 Tel 042 (523) 2111(代) Fax 042 (529) 8676	お問い合わせは 直接各施設へ。 経営主体との契約
共同生活援助 (グループホーム)	夜間・休日に共同生活を行う住居で、入浴・排せつ・食事等の介護、相談や日常生活上の援助を行います。 ※基本的には障害支援区分が必要です。 ※グループホームの所在地や連絡先、障害支援区分については 立川市障害福祉課へお問い合わせください。 Tel 042 (523) 2111(代) Fax 042 (529) 8676	お問い合わせは 直接各グループホームへ。 経営主体との契約

※ お問い合わせは各窓口へお願いいたします。

(13) その他施設等への入所及び利用

施設の種類	内 容	窓 口
東京障害者職業能力開発校	都立職業能力開発センターで訓練を受けることが困難な障害者のための職業訓練を実施しています。 ○所在地 東京都小平市小川西町 2-34-1 Tel 042 (341) 1411	申し込みは公共職業安定所へ。 お問い合わせは直接本校へ。
(公財) 東京しごと財団障害者就業支援事業	東京都や地域の就労支援機関等と連携しながら、企業などでの就労を目指す都内の障害者の方を支援する様々な事業を行っています。 ○所在地 東京都千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター8 階 Tel 03 (5211) 2681	お問い合わせや申し込みは直接財団へ。
東京都立心身障害者口腔保健センター	障害者の方々の歯科診療を行うほか、予防のための健診・指導・予防処置、摂食機能療法、言語療法のほか、定期健診も行います。 受診には、電話またはFAX予約によって、予診を受ける必要があります。 休診日 日曜日・祝日・年末年始 ○所在地 東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 8・9 階 ○予約受付 Tel 03 (3267) 6480 FAX 03 (3269) 1213	お問い合わせや申し込みは、直接東京都立心身障害者口腔保健センターへ。
東京都障害者福祉会館	障害者、ボランティア及び家族など障害者の福祉の増進を目的とする関係者が利用できる施設です。 ① 集会室などの利用 ② 相談（ピアカウンセリング、法律相談） ③ 日常生活情報の点訳等のサービス が無料で使用できます。 休館日 年末年始 ○所在地 東京都港区芝五丁目-18-2 Tel 03 (3455) 6321 FAX 03 (3453) 6550	お問い合わせや申し込みは、直接東京都障害者福祉会館へ。 ①は、利用日の属する月の前々月の初日から受付。 ②は、事前受付。 ③は、利用したい日の7日前から受付。
福祉会館の利用	立川市では高齢者等の生きがいと活力ある生活を営むことができる機会の提供の場として、4つの福祉会館を設置しています。お風呂や囲碁・将棋、電位治療器（ヘルストロン）などを利用できます。 利用できる方 立川市民、かつ ・60歳以上の方 ・ひとり親家庭の方 ・障害者手帳をお持ちの方 柴崎福祉会館 柴崎町 5-11-26 Tel 042 (523) 4012 Fax 042(521)2738 一番福祉会館 一番町 6-17-87 Tel 042 (531) 2945 Fax 042(531)2940 曙福祉会館 曙町 3-44-17 Tel 042 (529) 8567 Fax 042(528) 6742 幸福福祉会館 幸町 5-57-14 Tel 042 (535) 2197 Fax 042(535)5797 休館日 日曜日・祝日（敬老の日と文化の日を除く）・年末年始 開館時間 9時から17時（16時30分より閉館準備時間）	最初に福祉会館の窓口にてご登録ください（手帳が必要です）。 （制限がありますのでお問合せください） お問い合わせは、直接各福祉会館へ。

※ お問い合わせは各窓口へお願いいたします。

施設の種類	内 容	窓 口
障 害 児 入 所 支 援	児童福祉法に基づき、障害の特性に応じて、障害児の保護、日常生活の指導、知識技能の付与及び治療を行います。 ・ 福祉型障害児入所施設 ・ 医療型障害児入所施設 所得に応じて自己負担があります。 ※詳しくは東京都福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課へお問い合わせください。 Tel 03 (5320) 4374	申し込みは、 立川児童相談所になります。 Tel 042 (523) 1321 Fax 042 (526) 0150
障害者スポーツセンター	障害者のある方々の健康増進と社会参加を促進するための施設で、体育館・卓球室・プール・トレーニングルーム・集会室・印刷室・録音室等が無料で使用できるほか、センター主催の講習・講座等に無料で参加できます。宿泊室は有料で使用できます。 総合スポーツセンターには、このほかに運動場、庭球場、洋弓場スポーツ広場があります。金額は窓口でご確認ください。 〔 一泊 ・ 障害者・介護者（障害者同数まで） 1,500 円 〕 〔 ・ その他 2,000 円 〕 休館日 毎週水曜日・祝日の翌日・年末年始 ○所在地 東京都多摩障害者スポーツセンター 東京都国立市富士見台 2-1-1 Tel 042 (573) 3811 東京都障害者総合スポーツセンター 東京都北区十条台 1-2-2 Tel 03 (3907) 5631	お問い合わせや申し込みは、 直接各スポーツセンターへ。 東京都多摩障害者スポーツセンター Tel 042 (573) 3811 FAX 042 (574) 8579 東京都障害者総合スポーツセンター Tel 03 (3907) 5631 FAX 03 (3907) 5613
市民体育館室内プール割引	利用料金（室内プール・個人利用） 市内（在住・在学・在勤） 200 円 市外 400 円 介助者（障害者付添）補佐にあたる人数無料 泉市民体育館 泉町 786-11 Tel 042 (536) 6711 Fax 042 (537) 7364 利用時間 平日・土曜 9：00～22：30（退水） 日曜・祝日 9：00～21：00（退水） 休館日 第2・第4木曜日（祝日の場合は翌平日） 年末年始（12/29～1/3） ※最新の情報は体育館にご確認ください。 柴崎市民体育館 柴崎町 6-15-9 Tel 042 (523) 5770 Fax 042 (525) 8220 利用時間 平日・土曜 9：00～21：30（退水） 日曜・祝日 9：00～20：50（退水） 休館日 第1・第3月曜日（祝日の場合は翌平日） 年末年始（12/29～1/3） ※最新の情報は体育館にご確認ください。	障害者手帳の提示をお願いいたします。 お問い合わせは、直接各体育館へ。 【対象者】 ・ 脳性麻痺の方 ・ 進行性筋萎縮症の方 ・ 愛の手帳1～4度の方 ・ 身体障害者手帳1～4級の方 ・ 精神障害者保健福祉手帳1～3級の方
全国障害者総合福祉センター (戸山サンライズ)	身体障害者の自立更生と福祉の増進を図るための多目的施設で、会議室、研修室、体育館、トレーニングルーム、相談室、宿泊室等を有し、障害者のほか一般の方も利用できます。 ●利用は有料です。 ○所在地 東京都新宿区戸山 1-22-1 Tel 03 (3204) 3611 FAX 03 (3232) 3621	お問い合わせや申し込みは、 直接全国障害者総合福祉センター (戸山サンライズ) へ。

(14) 国際シンボルマーク（車いすマーク）

このシンボルマークは、「障害のある人が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通のマーク」です。障害のある人々が住みよい街づくりに寄与することをねらいとしています。なお、マークを設置する際は国（バリアフリー新法）や地方自治体（まちづくり条例）などの設置基準にもとづき使用することを推奨しています。		マークについては日本障害者リハビリテーション協会へ。 東京都新宿区戸山1-22-1 (戸山サンライズ) Tel 03(5273)0601
---	--	---

5. 防災

制 度	対 象 者	支援の内容等	窓口・手続
ストマ用装具の保管	オストメイト（人工肛門、人工膀胱保有者）の方	災害時に備えて、オストメイトの方が使用するストマ用装具を、市内7か所の保管場所（市役所、福祉会館（柴崎・曙・幸・一番）、武蔵立川学園、立川福祉作業所）でお預かりします。	※申請や詳細は立川市障害福祉課へお問い合わせください。 Tel 042(523)2111(代) Fax 042(529)8676
自家発電装置費等の助成	在宅人工呼吸器を使用している方	24時間在宅人工呼吸器使用者に、自家発電装置費等を助成する事業です。助成を受けるには在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画を作成する必要があります。	※申請や詳細は立川市障害福祉課へお問い合わせください。 Tel 042(523)2111(代) Fax 042(529)8676

6. マイナンバーカードを活用したサービス

サービス	内 容	窓 口
スマートフォン用障害者手帳アプリ	マイナンバーカードを活用して公的認証された障害者情報をスマートフォン上に表示するアプリです。例えば次のアプリが、障害者割引サービス等の本人確認に活用されています。 ・障害者手帳アプリ「ミライロID」 ※アプリの利用の可否や条件等は、利用するサービス等の提供事業者にご確認ください。	詳細は事業者ホームページへ株式会社ミライロ（「ミライロID」提供事業者） https://mirairo-id.jp

7. 関連ホームページのアドレス

名 称	ホームページのアドレス
立川市ホームページ	http://www.city.tachikawa.lg.jp/
東京都ホームページ	http://www.metro.tokyo.lg.jp/
東京都福祉局ホームページ	http://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/
東京都心身障害者福祉センター ホームページ	http://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/shinsho/
東京都障害者サービス情報 ホームページ	http://www.shougai.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/
東京都介護サービス情報 ホームページ	http://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/
公益財団法人東京福祉保健財団 ホームページ	http://www.fukushizaidan.jp/
厚生労働省ホームページ	http://www.mhlw.go.jp/

8. 覚え書き

身体障害者福祉ガイド

発 行 平成 20 年 8 月

令和 8 年 4 月改訂

発行者 立川市

企画・編集 立川市福祉部障害福祉課

〒190-8666

立川市泉町 1 1 5 6 - 9

電 話 0 4 2 - 5 2 3 - 2 1 1 1 (代表)

F A X 0 4 2 - 5 2 9 - 8 6 7 6